

遊休農地等利用調整手法 マニュアル

令和7年3月

福島県農村振興課

一般社団法人福島県農業会議

も く じ

はじめに	1
I 遊休農地・荒廃農地を巡る状況	
1 農地面積と遊休農地・荒廃農地の発生状況	1
2 荒廃農地の発生原因	2
3 荒廃農地・遊休農地・耕作放棄地等の定義	3
II 遊休農地対策の仕組み	
1 農地制度における遊休農地対策の変遷	5
2 農地法における「遊休農地に関する措置」	5
3 令和5年度法改正に伴う「遊休農地に関する措置」	6
4 固定資産税の課税強化の仕組み	8
5 今後の遊休農地対策を行うにあたってのポイント	8
III 遊休農地利用調整事例	
1 市町村・農業委員会による利用調整	9
2 農業委員等による利用調整	10
3 農業法人・農業経営者による利用調整	10
4 農業者団体による利用調整	11
IV 遊休農地対策の傾向	
1 全国各地の遊休農地対策の傾向	26
2 受賞組織の取り組み内容	26
3 実施主体別の傾向	27
4 実施主体別取り組み内容	27
V-① 農地パトロールの効率化に向けた実証調査（事例1）	
1 目的	30
2 実証調査	30
3 調査の流れ	30
4 調査結果	31
5 まとめ	31
V-② 農地パトロールの効率化に向けた実証調査（事例2）	
1 目的	33
2 実証調査	33
3 調査の流れ	33

4 調査結果	3 4
5 まとめ	3 5
V-③ 農地パトロールの効率化に向けた事例調査（事例3）	
1 目的	3 6
2 実証地区	3 6
3 農業委員会の概要	3 6
4 導入の経緯	3 6
5 システムの機能内容	3 7
6 本県での活用	3 8
7 まとめ	3 9
VI 非農地判断実施状況に関する優良事例調査	
1 目的	4 0
2 対象地区の特徴	4 0
3 農業委員会の概要	4 0
4 非農地判断を進める経緯	4 1
5 非農地判断の進め方	4 1
6 非農地判断推進後の結果	4 3
7 まとめ	4 3
遊休農地活用に向けた新たな「集落話し合い運動」の要点	4 5
VII 遊休農地解消に向けた集落話し合い（事例）	
1 目的	5 8
2 昭和村大芦地区の現状	5 8
3 話し合いの進め方	5 8
4 アンケート結果から見た参加者の反応	6 1
5 まとめ	6 2
6 各回の話し合いの流れ（時間配分等）	6 2

はじめに

本県は遊休農地の面積が全国上位に位置する。特に中山間地域では、農業従事者の減少や高齢化が進行しており、今後、加速的な遊休農地面積の増加が危惧されている。遊休農地のさらなる荒廃化が進むと農地への再生も困難となるばかりでなく、病虫害や鳥獣害の発生の助長、周辺農地の日照障害など、様々な問題を引き起こす可能性がある。

そのような中、平成28年4月の改正農業委員会法では、農業委員会の重点業務として、「農地利用の最適化」の推進が掲げられ、市町村や関係団体とともに、遊休農地対策も含めた地域の農地と担い手を守る取り組みがこれまで以上に求められることとなった。

本マニュアルは、各地の遊休農地の解消事例を参考に「農地利用の最適化」に向けた利用調整などの遊休農地対策のポイントを明らかにするために作成したものである。

I 遊休農地・荒廃農地を巡る状況

1 農地面積と遊休農地・荒廃農地の発生状況

全国の農地面積（図1）は、昭和36年（1961年）の609万haをピークに、工場や道路、宅地等への転用や自然災害、耕作の放棄等により減少傾向が続き、令和5年（2023年）には429.7万haまで減少、ピーク時から実に3割近い農地がかい廃している。この間、農林業センサスにおける耕作放棄地は、昭和50年（1975年）には13.1万haだったが平成12年（2000年）には34.3万ha、平成27年（2015年）には42.3万haと増加している。

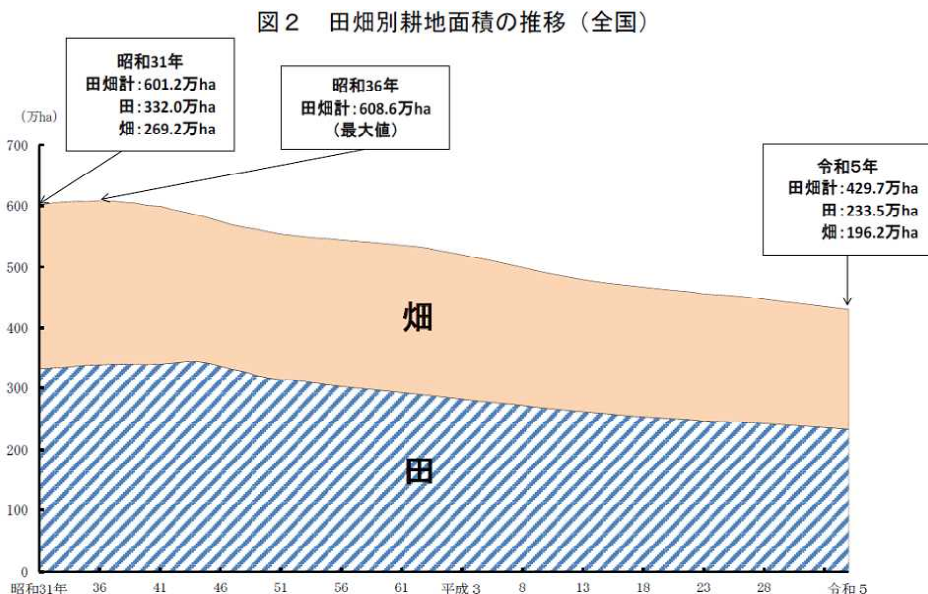
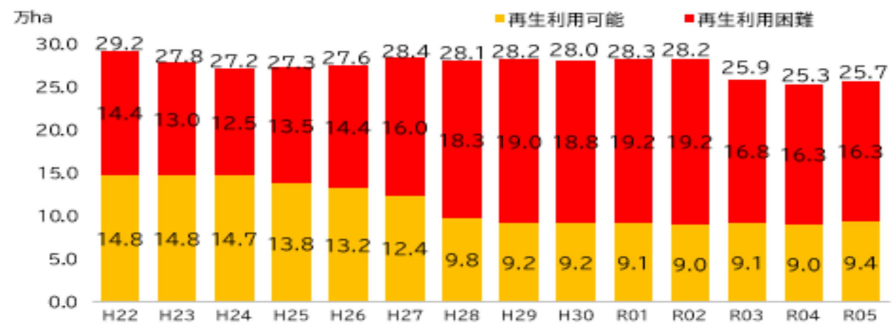


図1.農地面積の推移（農林水産省HPより）

また、農地法等に基づき農業委員会等が平成22年から調査した荒廃農地面積（図2）については、同年の29.2万haからほぼ横ばいで推移し、令和5年現在で25.7万ha、農地面積全体の約6.0%を占めている状況となっている。

全国

年度	再生利用可能	再生利用困難
H22	14.8	14.4
H23	14.8	13.0
H24	14.7	12.5
H25	13.8	13.5
H26	13.2	14.4
H27	12.4	16.0
H28	9.8	18.3
H29	9.2	19.0
H30	9.2	18.8
R01	9.1	19.2
R02	9.0	19.2
R03	9.1	16.8
R04	9.0	16.3
R05	9.4	16.3



福島県

年度	再生利用可能	再生利用困難
H22	9,032	6,407
H23	6,532	4,844
H24	8,933	5,896
H25	8,684	5,894
H26	8,255	6,537
H27	8,099	7,009
H28	7,241	6,519
H29	6,153	6,516
H30	6,740	6,052
R01	6,586	6,125
R02	6,553	6,415
R03	8,456	4,824
R04	7,961	4,757
R05	7,886	4,788

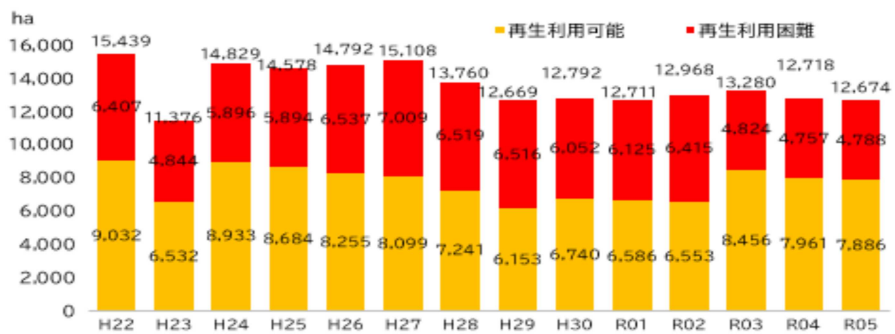


図2.荒廃農地面積の推移

一方、福島県の荒廃農地の面積を見てみると、令和5年で約1万3千haであり、県全体の耕地面積約13.6万ha（令和4年度時点）の9.6%を占める。これは全国の6.0%よりも3.6ポイントも高い割合となっている。

ただし、荒廃農地のうち、再生利用困難農地の割合を見てみると、全国では63.4%であるのに対し、福島県では37.8%となっている。

なお、福島県においては平成23年の荒廃農地が大幅に減少しているが、これは同年3月に発生した東日本大震災並びに原発事故により、十分な調査ができなかったためと考えられる。

2 荒廃農地の発生原因

実際に、農林水産省が市町村に対し令和3年1月に実施した「荒廃農地対策に関する実態調査」の結果（図3）によると、「土地」の観点から見た荒廃農地となる理由は「山あいや谷地田など、自然条件が悪い」が最も多く、そのほかにも、「区画が不整形」や「基盤整備がされていない」、「接道がない、道幅が狭い」など、営農条件に起因する理由も多い。この傾向は都市部や平地、中山間地域とも変わらない。

また、「人」の観点では、「高齢化」や「労働力不足」、その他の観点からは「農産物価格の低迷」や「農業機械の更新」などが多くを占めており、特に中山間地域では「鳥獣被害」が目立っている。

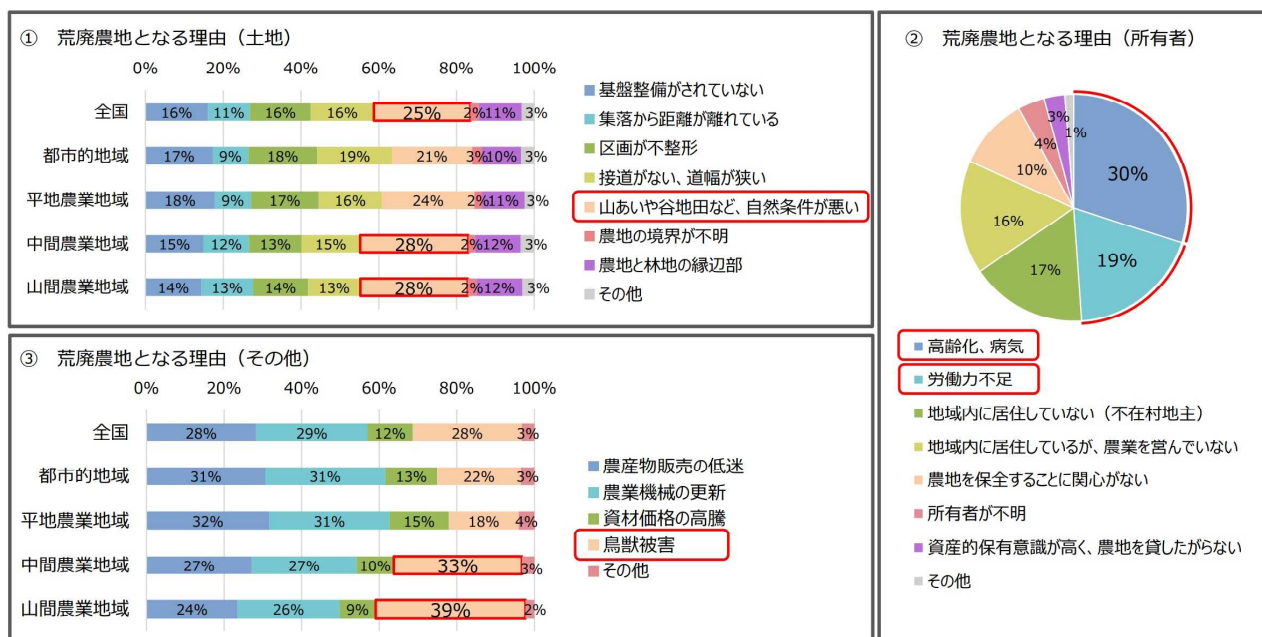


図3.荒廃農地の発生原因（農林水産省HPより）

3 荒廃農地・遊休農地・耕作放棄地等の定義

（1）荒廃農地

荒廃農地は、令和3年6月14日に廃止された「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）において定義している。

まず、次のいずれかに該当する農地は「荒廃農地」とであると定義。

- ① 笹、葛等の根の広がる植物が繁茂しており、地表部の草刈りのみでは作物の栽培が不可能な状態の農地
- ② 木本性植物（高木、灌木、低木等）を除去しなければ作物の栽培が不可能な状態の農地
- ③ 竹、イタドリ等の多年生植物が著しく生長し繁茂する等により、作物の栽培が不可能な状態の農地
- ④ 樹体が枯死した上、つるが絡まる等により、作物の栽培が不可能な状態にある園地、
- ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、現場における聞き取り等から明らかに荒廃農地と判断される農地

また、荒廃農地は次のように分類されている。

A分類	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの
B分類	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの

A分類の荒廃農地は、「再生利用可能農地」或いは「再生可能農地」とも呼ばれる。

B分類の荒廃農地は、「再生利用困難農地」或いは「再生困難農地」とも呼ばれている。

（2）遊休農地

遊休農地は、農地法において、1号遊休農地と2号遊休農地に分けられ、さらに1号遊休農地については、令和3年6月14日に改正された「『農地法の運用について』の制定について」（平成21年12月11日21経営第4530号農振1598号農林水産省経営局長農村振興局長連名通知）により、緑区分と、黄区分に分けられる。

1号遊休農地	現に耕作の目的に供されていおらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（更に次のとおり細分化している）	
	緑区分 人力・農業用機械で草刈り・耕起・拔根・整地等（草刈り等）を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地	黄区分 草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地
2号遊休農地	その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度と比較して著しく劣っていると認められる農地	

なお、1号遊休農地は、前記の荒廃農地のA分類と同義とされている。また、遊休農地の範囲にB分類の荒廃農地は含まれず、農地法上は非農地化相当として扱われる。

（3）耕作放棄地

耕作放棄地は、農林業センサスにおいて次のように定義されている。ただし、2020年農林業センサスより耕作放棄地に関する調査項目がなくなったため、2015年以降のデータはない。

以前耕地であったもので、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地

遊休農地、荒廃農地、耕作放棄地はそれぞれ定義が異なることから、調査結果も違いが見られ、例えば2015年センサスによる耕作放棄地面積は42.3万haだが、同年の遊休農地は13.5万ha（1号遊休農地12.4ha、2号遊休農地1.2万ha）、荒廃農地面積は28.4万ha（A分類12.4万ha、B分類16.0万haとなっている）。

また、農地の種類の模式図は図4のとおりである。

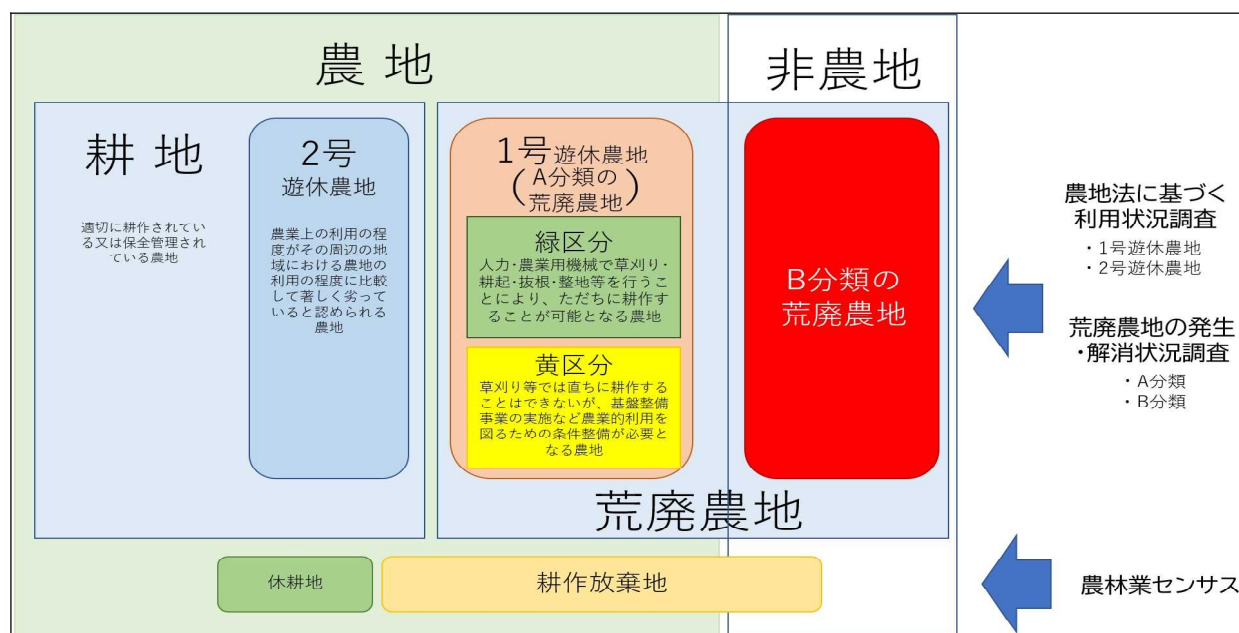


図4.農地の種類の模式図

II 遊休農地対策の仕組み

1 農地制度における遊休農地対策の変遷

農地制度による遊休農地対策は平成元年に遡る。現在の農業経営基盤強化促進法の前身である農用地利用増進法に「遊休農地に関する措置」が盛り込まれ、遊休農地の所有者等に対する農業委員会による指導・勧告にはじまり、市町村による通知、所有者からの利用計画の届出、市町村による勧告、勧告に従わない場合の農地保有合理化法人による買入等につながるものであった。

平成21年の農地法改正時、この仕組みを強化した形で農業経営基盤強化促進法から農地法に移管され、その後、平成25年の更なる農地法改正や前述の「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」との関わりを経て現在の姿になった。（近年の動きは次のとおり）

平成21年12月の農地法改正より、農業委員会は毎年1回、その区域内の農地の利用状況調査を行わなければならないこととされた。また、利用状況調査の結果、遊休農地および耕作者が不在又は不在となるおそれのある農地の所有者等に対しては利用意向調査を実施し、農地の利用意向を確認することとされた。このため、農業委員会組織は、当該調査の実施の徹底と効率的・効果的な実施の観点から、農地パトロールと利用状況調査を併せて実施してきた。

平成23年度からは、市町村と農業委員会が共同で管内の耕作放棄地について一筆ごとに荒廃状況を把握する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」についても、調査の効率的な実施の観点から「利用状況調査」と併せて実施することとされた。

令和3年度より、これまで並行して行われた「利用状況調査」と「荒廃農地調査」の2つの調査を統合し、これに合わせ、地域の状況に応じた遊休農地解消の目標設定や荒廃農地の発生防止・解消に必要な対策の検討及び発生要因分析等に資するものとなるよう調査内容の見直しが行われた。

2 農地法における「遊休農地に関する措置」

現在の農地法による「遊休農地に関する措置」のスキームは次のとおりとなる。

まず、農業委員会が毎年8月頃、管内すべての農地の利用状況を調査し、「低利用農地＝2号遊休農地」、「再生可能農地＝1号遊休農地」、「再生利用困難農地」に仕分けし、「1号遊休農地」については、さらに前述の「緑区分」と「黄区分」に分類する。

「2号遊休農地」並びに「1号遊休農地」については、農業委員会が速やかに所有者等に利用意向調査を実施し、1ヶ月以内に回答を求める。得られた回答を元に農地中間管理機構や担い手への貸付あっせんなどにより農地の再生利用を推進する。

その場合、利用意向調査の回答において、利用意向に関する意思表示がない、あるいは自らも耕作しないなど遊休農地を放置している場合には、それぞれ利用意向調査書の発出時期あるいは意向表明の回答のあった日から6ヶ月経過後に現地調査を実施し、農業上の利用が図られていない場合は、農地の所有者等に対し、農地中間管理機構との借入協議をするよう農業委員会が勧告する。（図5）

勧告された農地については固定資産税を強化することで農地中間管理機構への貸付を誘導する仕組みとなっている。

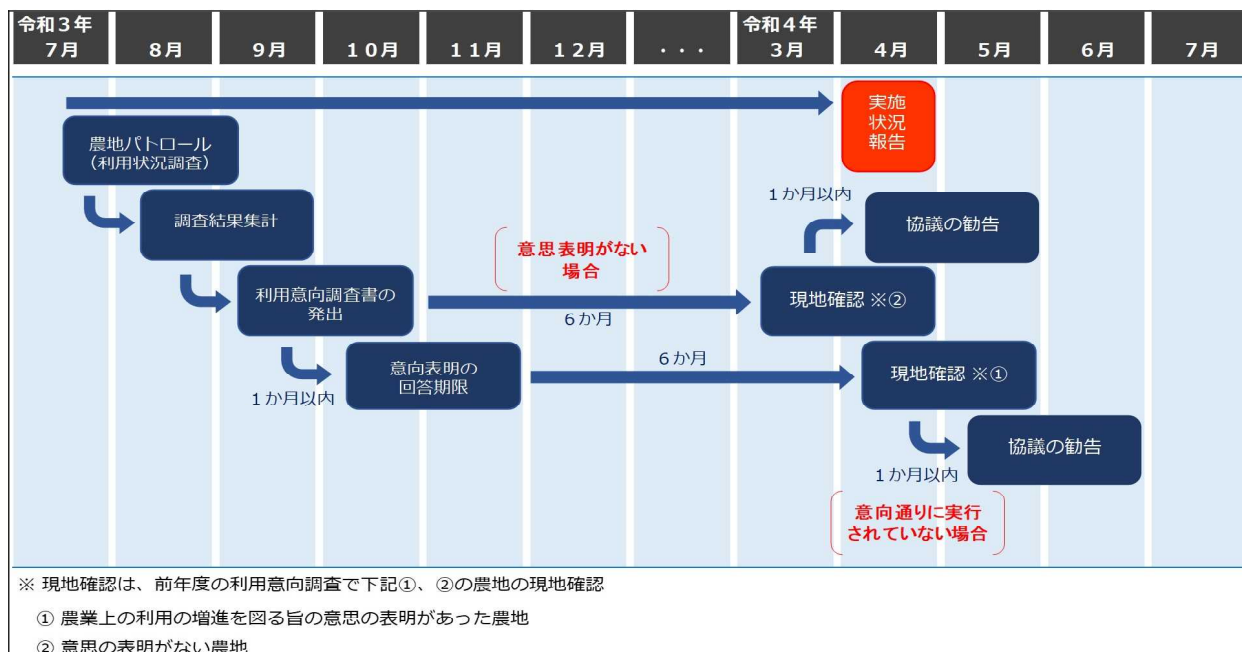


図5.遊休農地に関する措置における「勧告」のスキーム

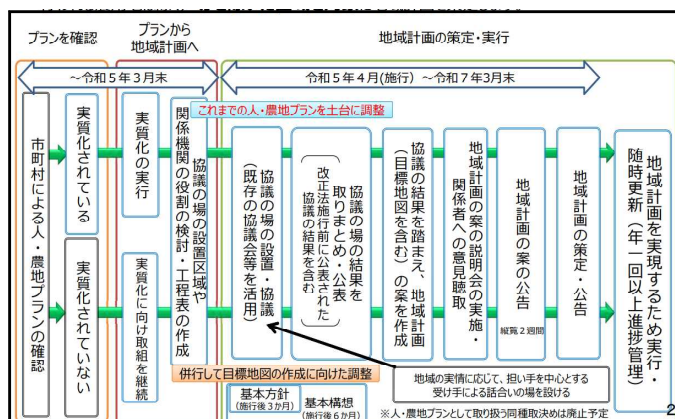
また、農地として再生が見込めない「再生利用困難農地」は、農業委員会の非農地判断を経て非農地化の手続きをとる。さらには、「再生利用可能農地」であっても農地中間管理機構の借受基準に合致しない場合は非農地化の判断をすることとなっている。

3 令和5年度法改正に伴う「遊休農地に関する措置」

高齢化・人口減少が進行する中で、農業者の減少や遊休農地の拡大がさらに加速し、地域農業の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。そのような中、令和2年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改正し、担い手の確保と農地の最大限の利活用、農山漁村での農業者等の所得向上と雇用機会の増進等について検討されてきた。このプランに基づき、「人・農地など関連施策の見直しについて」が取りまとめられ、さらに、検討が深められ、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律」の令和4年10月1日施行、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」の令和5年4月1日施行にいった。

(1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律

農業経営基盤強化促進法（基盤法）、農地中間管理事業法（バンク法）、農業委員会法、農振法、農地法、農協法の法律から成り立っている。基盤法改正において市町村は、令和7年度までに「地域計画」を策定することになっており、令和8年度から実行されることとなっている。（図6）



特に、遊休農地解消の点からは、地域計画（人・農地プラン）が法定化されることに併せ、同プランの区域内における3分の2以上の農地所有者等の同意を得た場合に農地バンクへの貸付を勧告・裁定等を行える仕組みも措置され、所有者不明農地や相続未登記による共有農地のバンクへの貸付についても、この仕組みが活用される。

また、所有者不明となっている遊休農地について都道府県知事の裁定により、農地中間管理機構に設定される利用権の期間の上限を20年から40年に引き上げ、長期間の貸付けが可能となり、農地の受け手のニーズに応じた仕組みも活用されている。（図7）

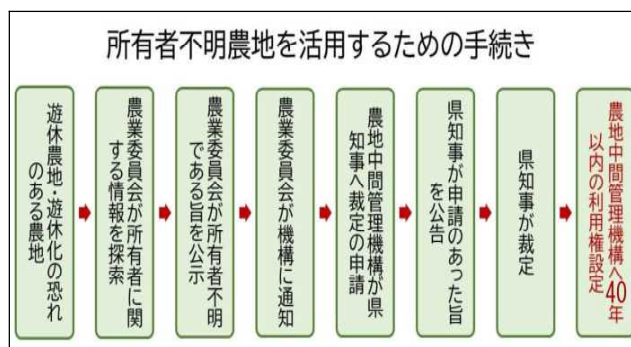


図7.所有者不明農地を活用するための手続き

（2）農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（農山漁村活性化法）の一部を改正する法律

法改正以前は、生産基盤施設や地域間交流拠点施設等の主に施設整備を行う事業に対して支援を行ってきた。しかし、人口減少や高齢化が進む農山漁村において、農用地保全により荒廃防止を図りつつ、活性化の取組を計画的に推進するため、地方公共団体が作成する活性化計画の記載事項に農林漁業団体等が実施する農用地の保全等に関する事業を新たに追加した。

これにより、いままで支援の対象になっていなかった放牧や緑肥作物、蜜源（ハチミツ）作物、燃料作物などが支援の対象に加わった。なるべく手間のかからない手法で農地を維持するものの他に、鳥獣緩衝帯としての管理や「植林」も認められるようになっている

（図8）

また、地域の農地利用のあり方を検討し、守るべき農地としてしっかり維持していく部分は基盤法を、保全農地として手間の掛からない部分は、農山漁村活性化法を活用してそれぞれの政策をもってその計画を支援していくものとなっている。

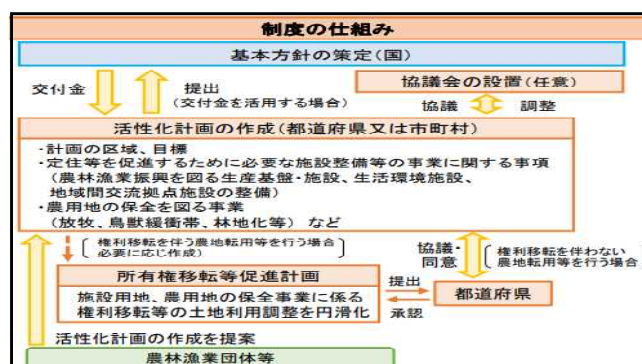


図8.活性化法のスキーム

4 固定資産税の課税強化の仕組み

固定資産税額は評価額に1.4%の税率を乗じて算出するが、一般農地の場合の評価額は、近傍の売買事例価額から不正常要素を除去した正常売買価格を求め、その価格を基に標準田または標準畑の正常売買価格を算出し、これに「限界収益修正率」を乗じた額を基本に評価している。（図9）

限界収益修正率とは、総務大臣が定める農地の平均10aあたりの純収益額の限界収益額に対する割合のことであり、平成30年度の評価替えで現在0.55となっている。

つまり、通常より45%ほど評価額が低くなり、結果として税額も減となっている。

ところが、農地法に基づく遊休農地の措置において「勧告」された遊休農地については、この限界収益修正率0.55を乗じないこととされており、結果的に従来の約1.8倍の税額となる仕組みである。

なお、賦課期日は毎年1月1日現在であるため、1月1日時点で勧告が行われた、或いは以前からの勧告が継続されている場合に限り、当該年分の固定資産税が増額となる。勧告が1月1日を跨がない場合は課税強化にはならない。

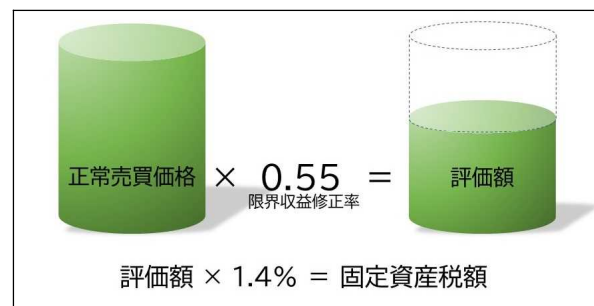


図9.農地における課税評価額の考え方

5 今後の遊休農地対策を行うにあたってのポイント

今後の具体的な遊休農地対策にあたっては、集落における話し合いに基づき、①基盤整備など農業生産条件の整備、②共同活動による生産基盤の維持・管理、③農地の利用集積・集約、④鳥獣害対策など様々な視点から農業的利用を考えていくことが重要である。また、農地を持続的に活用するためには、農地を担う農業者の育成や経営の発展の観点から、高付加価値作物の導入や6次産業化支援など多様な経営体の育成も並行して実施していく必要がある。そのためにも、それぞれの地域における遊休農地の発生原因だけでなく担い手の意向などをしっかりと把握していく必要がある。

なお、農業的利用以外の観点から遊休農地の活用を検討することも重要であり、例えば鳥獣害や病害虫対策のための山林との緩衝地帯、景観の形成、防災的利用、生物多様性の確保、市民の憩いの場の提供など、所有者や地域の意向も踏まえながら、多様な利用手法を考えていくことも重要である。

III 遊休農地利用調整事例

遊休農地等の解消に取り組んだ事例において、市町村や農業委員会、農業法人や農業者による任意組織等が主体となった利用調整の事例を紹介する。詳細は12～24ページを参照いただきたいが、概要は以下のとおりである。

1 市町村・農業委員会による利用手法

(1) 平田村農業委員会自ら景観作物による農地保全を図る手法（詳細:13ページ）

平田村農業委員会の事例では、遊休農地の再生を農業委員会の取り組みの一つとして位置づけ、その手法を検討、**農業委員や推進委員が自ら**除草や耕耘作業、ヒマワリの植栽などを行って遊休農地を解消した。

大きな特徴は、**担い手不足の中で遊休化した状態のままではマッチングの実現性が低い**ことから、比較的手間のかからない**景観作物を栽培して農地性を維持しながら担い手の掘り起こしを行う**ということである。

また、**採取したヒマワリの種を村民に配り、休耕地や庭に植えるよう推進したことも見逃せない**。この取り組みにより、季節になると村のあちこちでヒマワリの花が咲き誇り、地域住民からの感謝の声が多く寄せられたうえ、この取り組みを通じて**農業委員会の活動に対する意識が内外から向上したという効果も得られている**。

収入の見込めない保全管理をあまり経費をかけないように委員総出で実践し、将来の担い手へつなげるといった農業委員会という公的組織ならではの手法といえる。



遊休農地に大小のヒマワリが見事に咲き誇った

(2) 大玉村・大玉村農業委員会の提案によるエゴマ栽培導入手法（詳細:20ページ）

大玉村では平成28年、**農業委員会の発案**で、村とともに遊休農地の解消に向け所得の確保が期待できる新たな特産品としてエゴマの栽培を推進した。当初は農業委員会が村内の遊休農地40aにエゴマを試験栽培を始め、同時に村内農業者にも広報紙やホームページなどで協力者を募り、賛同した4人の農業者が約80aの遊休農地を活用してエゴマの栽培を始めた。

エゴマ栽培は皆初めてだったため、ポットへの播種から定植、生長時の栽培管理や収穫などの作業は日本エゴマの会の指導を仰ぎ技術を習得。**さらに村では、エゴマ種子の購入費や試験圃場での栽培管理に係る経費を助成**。汎用コンバインや選別機、圃場乾燥機、搾油機、製粉機などエゴマ加工に必要な機械を導入。結果、約2.2haの遊休農地がエゴマ畑に生まれ変わった。絞ったエゴマ油は、村のふるさと納税返礼品に選ばれるなど知名度を徐々に上げている。



委員会が設置したエゴマの実証圃



ふるさと納税返礼品に選ばれたえごま油

2 農業委員等による利用調整

(1) 小野町農業委員会・長谷川栄伸さんの手法（詳細:15ページ）

小野町農業委員会の会長（当時）であった長谷川栄伸さんが、町内のあちこちに散らばる遊休農地に心を痛み、地域住民みんなで「ウマブドウ」を栽培して遊休農地を解消しようと提案した事例である。

「ウマブドウ」の導入を勧めた理由は、健康食品素材として知られていること、栽培や増殖が容易で数年耕作されなかった農地でもよく育つうえ、栽培管理自体もほとんど不要であることなど。平成30年に有志団体を設立し、会員相互に情報交換や勉強会を開催するなどしてモチベーションを高めてきた。令和3年10月現在で非農家も含めて会員は146名に達する。農家と非農家のつながりが生まれ地域内での交流が盛んになったとおり、地域の活性化へ結びつけた事例の一つといえる。



栽培が容易というウマブドウ畑の様子

(2) 郡山市農業委員会・降矢敏朗さん、セツ子さん夫妻の手法（詳細:17ページ）

かつて農業委員を務めていた郡山市の降矢敏朗さんと、現在農業委員を努めている奥さんのセツ子さんの事例である。降矢さんもやはり周辺の地域で遊休農地が発生していることに懸念していたことから、北海道や沖縄で聞いた、豚の放牧が遊休農地の解消に繋がる話を実行することとした。実際に試してみると、豚は草や木の根まで掘り起こして食べることから、遊休農地はみるみるうちに解消された。

法人としてハウスでカイワレ大根や豆苗などの生産していた降矢さん夫妻は豚の飼育は初めて。震災の風



放牧された豚が草や木の根を掘り起こして食べていく

評などもあり販売面で苦労したという。「法人として収益をあげていかなければならない」と試行錯誤。現在では、廃棄していた規格外のサンチュや豆苗の根などをエサに活用し、さらに通常より長期放牧で肥育することで、雑味が少なく豚肉本来の旨味となった。

農業委員という立場で遊休農地の解消を実証した事例として紹介したが、継続的に取り組むためには収益の確保が不可欠であり、それを成功させた事例でもある。

3 農業法人・農業経営者による利用調整

(1) 福島市・株式会社菱沼農園の手法（詳細:12ページ）

福島市の株式会社菱沼農園（代表・菱沼健一さん）は、30年前に遊休化したブドウ畑を借り入れたのを皮切りに、年々規模を拡大し、今では桃、リンゴ、サクランボなど12ha以上の大規模な果樹経営を手がけている。

大規模経営ゆえに遊休農地の解消方法も特徴的である。

これほどの面積になると、毎年40～50a程の改植作業が必要となるため、自費でバックホーを購入し、JAの改植事業の補助を活用して、自ら抜根などの作業を行っている。そのため代表の菱沼健一さんは「遊休農地の解消は改植作業と大差ない」といい、遊休化した園地も積極的に受け入れることができています。

重機を自ら持つことにより遊休農地解消作業を大幅に容易にしている事例である。



菱沼農園の圃場の様子

(2) 郡山市・菅野果樹園の手法（詳細:14ページ）

郡山市でリンゴ、ブドウ、サクランボなどを栽培する菅野勝美さんは、40年程前に遊休農地100aを取得して就農した。農地への復元は会社勤めの合間に行い、重機を要する作業以外は全て自分で行い経費を削減した。その後も隣接する遊休化した梨園などを次々と受け入れ、現在では約1.7haまでになった。

しかし、面積を増やしていくことで労働力不足という課題に直面した。特に、菅野さんは「消費者優先の果物作り」をモットーとしているため、規模拡大に伴う品質の低下は許されない。菅野さんは郡山市独自の「ア



遊休農地からみごとに生まれ変わった果樹園

グリサポーター制度」を活用して労働力を確保することでこの課題をクリアした。現在も「遊休化した農地を使ってほしい」などをお願いされることもあるが、労働力の課題と品質維持の課題をクリアできるようであれば、いずれは更なる遊休農地の解消による規模拡大も視野に入れているという。

現在の農業政策において遊休農地の解消が目的になりがちだが、計画性を持った取り組みが重要であることを改めて認識させられる事例である。

4 農業者団体による利用調整

(1) 三春町・過足ブルーベリー生産組合の手法（詳細:16ページ）

養蚕の低迷と生産者の高齢化で遊休化が進行した桑畑の有効利用を図るため、地区内の農家7戸で観光農園を運営する「過足ブルーベリー生産組合」を設立した事例。

任意組合での運営であることから、適切な栽培管理のため組合員同士で密に連絡を取り合い、作業日誌で進捗状況を確認。この日誌により従事時間も把握できるので賃金の支払い計算もスムーズだ。

課題は、高齢化で担い手がいらない地域であることから組合員も比較的高齢であること。後継者の確保に向けて、魅力を持った若者が継承してくれるよう経営を軌道に乗せようと、観光ブルーベリー園を軸に、ブルーベリードリンクやキャンディーなどの6次化、キャッシュレス決済機器導入による顧客獲得、各商品の全国配送など、経営に工夫を凝らしている。



再生した農地に植えられたブルーベリー

①規模拡大志向の法人が廃園を含め地域の園地を積極的に引き受け。
自前の重機で容易に解消。

福島県福島市
(株式会社菱沼農園)

○活動のポイント

その他(農業法人等)
が主体になった活動

1.改植事業の活用

2.規模拡大志向の法人
が存在

3.規模拡大から法人化



1 経営状況

- ・会社の経営概要は、モモ8.5ha、リンゴ1.8ha、ブドウ0.5ha、サクランボ1.2haの果樹単一栽培。
- ・市内だけでなく、隣町の桑折町にも果樹園を所有。5年前に法人化し、売上も年々増加傾向である。



高密植栽培法の圃場の様子。

2 遊休農地がもたらす課題

- ・(株)菱沼農園のある飯坂地区は、中間地・中山間地に位置し、モモやリンゴの果樹単一経営が多い。年々果樹経営者の高齢化により遊休農地が増えている状況。

3 課題解決に向けた活動

- ・遊休農地を受け入れたのは30年ほど前で、飯坂地区の農家から0.5haほどのブドウ畑を任せられた。その農地も中山間地ではあったが、山地を開墾して開いた自作園地よりは鳥獣被害が少なく、経営面でも使いやすかったので難なく借り入れた。
- ・遊休農地化し、老木化した樹木は、JAで行っている改植事業を活用して、10aあたり十数万円の補助をもらいながら毎年40～50a園地の改植を行っている。
- ・初期投資は大きかったが、バックホーを自費で購入し、改植や新植といった作業を自分で行っている。
- ・全経営面積12haのうち9haは借地で約5haは農地中間管理機構を活用し農地をまとめて借りている。

4 活動の結果

- ・遊休農地を受け入れ地元からの信頼も得ることに成功し、今では、廃園も見込まれる農地も含め毎年40～50a園地が増加している状況。
- ・遊休農地を受け入れ、規模拡大し結果的に法人化につながった。
- ・初期投資は大きかったが、バックホーを導入し、改植や新植といった作業を自分で行うことにより、作業の効率化につながった。
- ・農地中間管理機構を活用し農地をまとめて借り、賃料の支払いも機構にまとめて払っているので、事務の効率化にもつながっているという。



廃園農地を活用しリンゴを植樹。高密植栽培法による収量の確保にも取り組んでいる。



6次化商品。のむもは、品種ごとに丁寧に搾り上げている。

5 今後の方向性

- ・今後は、労働者の労務管理の徹底から情報の共有化を通して作業の効率化を図る。
- ・高度技術のマニュアル作りを通して、技術の習得に苦勞していた担い手の育成にも尽力していく。
- ・依頼があれば遊休農地をまたは、遊休化しそうな農地を受け入れ、規模拡大をしていく。

6 その他(経営改善における取組)

- ・従業員は、社員7名、パート及びアルバイトが多い時で20名程度。全ての労働者の労働時間を作業別、圃場別、品種別に把握し、収穫量とともにパソコンで管理している。
- ・ジュースやジェル、りんご蜜といった様々な6次化商品を開発。ホームページも開設している。
- ・高密植栽培で草刈りの省力化、収量の確保にも取り組む。

②農業委員会が担い手と農地をマッチングする取り組みを事業化。
解消・保安全管理も委員が実施。

福島県平田村
(平田村農業委員会)

○活動のポイント

農業委員会が主体
になった活動

市町村が主体に
なった活動

1. 景観作物を活用
し景観の美化

2. 解消に向けて積極
的な農業委員が存在

3. 営農再開につな
がる



1 市町村農業の概要

- ・阿武隈高原に位置する平田村は、山並みを縫うように農地が広がり、畜産業と稲作を中心に野菜の栽培も盛んな地域である。
- ・中山間地に農地も多く、高齢者の増加で遊休農地が増加。
- ・村の主要作物であった葉タバコ栽培が年々減少し、これらの畑が遊休した。

2 遊休農地がもたらす課題

- ・主要な道路沿いなどでも景観を阻害する遊休農地が目につくようになる。
- ・イノシシの被害などが周辺の優良な農地へも拡大していった。

3 課題解決に向けた活動

- ・平成29年に農業委員・推進委員の意見の中から農業委員会として何らかの対策ができないか検討を重ね、町の協力のもと遊休農地を再生するために景観作物のヒマワリを植栽。
- ・保安全管理を行いながら担い手と農地をマッチングする取り組みを農業委員会が事業化。
- ・小平地区、蓬田地区の遊休農地55aで、平成30年6月から事業を開始し、現在は農業委員が主導的に事業を運営。
- ・事業における除草や耕耘等再生作業は地元の農業委員が自ら行い、ヒマワリの植栽は委員総出で行う。



ヒマワリを植栽。保安全管理を行いながら村の景観美化につながっている。

4 活動の結果

- ・見事に咲いたヒマワリをみた地域住民からは、感謝や感想の言葉が数多く寄せられた。
- ・農業委員会が地域に密着して自ら活動することができた。
- ・農業委員の活動に対する意識の向上にもつながった。
- ・令和3年には、ヒマワリを植栽していた蓬田地区の田20aを農業委員が自ら借り受けてやせた土地でもよく育つソバの栽培を始め営農再開につながっている。
- ・平成30年度の取り組みで採取された「種」は、令和3年度も播種用に使用されており循環的に事業が行われている。
- ・「地域おこし協力隊」にも種を提供し、村の地域活動に活用され公民館周辺に植栽されている。

解消前



解消後



5 今後の方向性

- ・農業委員だけでなくその他の担い手も見つけて遊休農地の解消を進めていく。
- ・活動は現在も継続されており、今後の活動状況にも期待がかかる。

③果樹農家が安定収量確保のため近隣の遊休農地を受け入れ。
重機使用以外は自ら作業し経費削減。

福島県郡山市
(菅野果樹園)



○活動のポイント

その他(農業法人等)
が主体になった活動

1.市事業活用を活用し
て労働力確保

2.規模拡大で収量安定
確保

3.収量確保で所得向上

1 経営状況

- ・菅野果樹園は、市内北部の熱海町に属し、山の中間部に園地を構える。
- ・経営面積は、リンゴ90a、ブドウ70a、サクランボ14aの計174a。
- ・十数年前、菅野氏の以前の所有者がパイロット事業により山地を農業目的に開墾したが条件不利地などの理由から耕作しなくなり遊休農地が発生した。

2 遊休農地がもたらす課題

- ・山間地ではあっても景観がそこなわれる。
- ・鳥獣被害が隣接する農地へ影響を与えてしまう。

3 課題解決に向けた活動

- ・40年ほど前、友人の紹介で遊休農地化していた100aほどの現在の農地を取得し新規で就農した。果樹に向く農地を探していたため多少荒れていても難なく受け入れた。
- ・整備は、重機の使用など以外はすべて自分で行い経費をなるべくかけないように工夫した。



実ったブドウの様子。

4 活動の結果

- ・遊休農地を受け入れることにより、規模拡大につながり、安定した収量を確保でき販売先に対して信頼のある経営が出来るようになった。
- ・その後地元農家の信頼を得て、隣接する遊休化したナシ園などを受け入れ、さらに、74aほどの面積を取得。
- ・販路の拡大につながり、所得の向上にもつながった。
- ・現在も遊休化した農地の引き受けをお願いされることがある。
- ・面積の拡大による作業人材の確保が急務となっていた。



農園に隣接する遊休農地。

5 今後の方向性

- ・作業に追われて、作物の品質を低下させてしまうので当面は現在の面積を維持していく予定。
- ・息子である後継者の育成に努めると共に、更なる品質の向上に努める。
- ・後継者の成長と労働力を確保できれば遊休農地の解消による規模拡大も視野に入れている。



収穫作業をする当農園代表の菅野勝美氏。



遊休農地を解消した当農園の園地。

6 その他

- ・作業員の確保において、現在は市の「アグリサポーター」事業を活用し、ブドウの剪定作業などの作業を手伝ってもらっている。

～アグリサポーターとは？～

郡山市独自の制度で、市内農家の「繁忙期に手伝ってくれる人がほしい」という意思と、市民の「農作業を手伝いたい」「将来は農業に携わりたいので技術を学びたい」という意思との「マッチング」を行う制度です。原則、ボランティアです。

④農業委員がウマブドウの健康効果と栽培の容易さに着目し、地域住民に推進。
有志団体を設立して会員相互のモチベーションアップへ。

福島県小野町
(ウマブドウ栽培団体)

○活動のポイント

農業委員会(農業委員)
が主体になった活動

1.地域内交流の増大

2.新規作物導入

3.地元住民で団体を
結成



1 市町村農業の概要

- ・小野町は、阿武隈山系の中部、四方を700メートルを超える山々に囲まれている。
- ・山間部など条件の悪い圃場で遊休農地が拡大。
- ・基盤整備などを実施した農地でも水はけの悪い農地などがあると低利用になりいずれ遊休農地化している。

2 遊休農地がもたらす課題

- ・周辺農地への鳥獣被害が拡大。
- ・主要な道路沿いなどでも景観を阻害する遊休農地が目につくようになる。

3 課題解決に向けた活動

- ・町農業委員会の会長(当時)であった長谷川栄伸さんを中心に平成30年にウマブドウの健康効果に着目し、地域の健康増進のため有志団体を設立。会員は令和3年10月現在146名に達した。
- ・健康のためにはじめたのが大きな理由だが、ウマブドウ栽培で、町で増えつつある遊休農地解消にも取り組んだ。
- ・非農家の会員も在籍し、農地以外にも家の前の庭に植えている会員もいる。
- ・主に、自己の健康のために栽培している会員がほとんどだがお茶など商品化している会員もいる。



ウマブドウ栽培畑に隣接する農地。(遊休農地のイメージ)こういった農地を解消したという。

4 活動の結果

- ・大きな面積ではないが町内の遊休農地の解消に貢献。
- ・会員相互で情報交換や勉強会を開催し、会員のモチベーションアップにつながった。
- ・非農家とのつながりもでき、地域内での交流が盛んになった。
- ・栽培自体非常に容易なのでやせた農地でもよく育っている。

5 今後の方向性

- ・会員相互で情報を交換しながら栽培法を確立し、町内でも増えつつある遊休農地の解消にさらに活用したい。
- ・収穫に係る労力などを上手く軽減させ、高齢者なども収穫できるような体制を作り、多くの方が栽培に取り組めるようにしていきたい。
- ・売れるような商品ではないので、一つの事業としては期待していない。



ウマブドウ栽培中の様子。



ウマブドウの焼酎付け。そのまま食べることが出来ないので、焼酎などにつける。

～ウマブドウの特徴～

- ・どこでも自生できる植物で、野良で生えている株を挿し木などにするとすぐ根を張らせる。
- ・1年目から収穫をすることも可能。
- ・日当たりのよい場所を非常に好むので、場所を選ぶのが難点。
- ・秋季に強剪定をしないと、次期に収量が落ちる。
- ・小さな粒でブドウとは異なり実が上になるので収穫が大変。
- ・実は生で食べれないので焼酎に1～3年ほどつけて薄めて飲む。
- ・葉は乾燥させてお茶などにして飲む。
- ・肝臓病、リウマチ、胃潰瘍などに効果があるといわれている。

⑤ 7戸の農家が生産組合を設立してブルーベリーを導入。
観光農園化して多数の来客を確保、地域活性化へ。

福島県三春町
(過足ブルーベリー
生産組合)

○活動のポイント

その他(農業法人等)
が主体になった活動

1.生産組合設立

2.観光農園で来客者
の利便性向上

3.来客者の利便性向上
を図っている

1 市町村農業の概要と経営状況

- ・三春町は、ほとんどが標高300～500mの丘陵地で、ゆるやかな山並みが続いている。
- ・園地は山間の中腹部に位置している。
- ・当時桑畑だった農地が、養蚕の低迷と生産農家の高齢化により遊休農地となった。

2 遊休農地がもたらす課題

- ・山間部に位置しているので、鳥獣被害が多い。特にイノシシは、苗木の根を掘り起こし、木を枯らしてしまうので悩まされている。
- ・主要な道路沿いなどでも景観を阻害する遊休農地が目につくようになる。



左：抜根し忘れた桑木。当時は、このような桑木が生い茂っていた。

右：植えられたブルーベリー。1.7haに約2千本植えられている。

3 課題解決に向けた活動

- ・遊休農地を利用できないかと過足ブルーベリー生産組合を設立。平成13年に町内過足地区の農家7戸で構成された団体でブルーベリーの観光農園や全国配送、6次化商品の開発に取り組んでいる。組合員数は現在も増減はなし。
- ・組合設立時にブルーベリーの苗2千本を遊休農地だった約1.7haの農地に植樹し、3年後の平成16年に観光農園をオープンした。
- ・苗は、中山間地域等直接支払制度から3分の1、町助成3分の1の補助を受け、実質生産者負担3分の1で購入。
- ・真壁組合長が組合員に作業日誌を書いてもらい従事時間に応じて賃金を払っている。
- ・作業は会員間で連絡を取り合い実施。
- ・キャッシュレス決済対応機器も導入し、来客者の利便性向上を図っている。

4 活動の結果

- ・遊休農地の解消に繋がり、組合員のやる気にもつながった。
- ・観光農園を始めることで、県内から過足地区に訪れる客が増えた。
- ・多い時では、4千人～5千人のお客さんが訪れることもあった。それに合わせて、ブルーベリーの注文も増え、売り上げも伸びた。

5 今後の方向性

- ・組合も高齢化になってきているので、他から移住してくる人でもいので、誰が譲れる人に譲っていく。
- ・観光農園に訪れる客は、開園当初から来てもらっているリピーターが多いので、新規の客や若い人に来てもらえるようにホームページの更新やSNSなどで発信していきたい。

6 課題

- ・後継者不足が一番の問題になっている。組合の子供たちも観光農園の手伝いをしているが、他産業に従事しているので、専業になるというのは困難。
- ・後継者がいないので農園の継承をどうするか検討中。場合によっては外部からの担い手に頼むことも検討している。
- ・加工品を作っても特にPR等営業をしていないので、売り上げを伸ばすのに苦慮している。



加工したブルーベリー
ドリンク。

⑥農業法人が草や木の根を掘り返して食べる放牧豚に着目。
里山を守りながら収益を確保する新規事業として確立。

福島県郡山市
(有限会社降矢農園)

○活動のポイント

その他(農業法人等)
が主体になった活動

1.経営の転換

2.新規事業導入

3.収益性のある事業と



1 市町村農業の概要と経営状況

- ・(有)降矢農園は市内の東部に位置し、阿武隈山系の山間部にあるためミネラルを多く含んだ豊富な水がおいしい野菜の生産を可能にする。
- ・当社は、ハウス（イチゴ、サンチュ、豆苗、カイワレ大根）9反、ワイン用ブドウ1.3haで経営。その中で「さらに新しいことを」として、放牧豚の飼育を始めた。

2 遊休農地がもたらす課題

- ・当時、集落で農地・水保全管理直接支払交付金や中山間地域等直接支払制度を活用しながら、遊休農地化していた畑や田をの草刈りなどを行ってきた。
- ・刈った草などは牛に飼料として与えていたが、冬場に牛のための草がないなど問題が浮上。



放牧豚の様子。
通常の箱飼育より運動量が多いため病気にも強い。

3 課題解決に向けた活動

- ・平成21年に放牧豚を導入、放牧して草を食べてもらうことにした。
- ・参考にしたのは、北海道や沖縄で見た放牧豚で、草や木の根を掘り返して食べる豚を放牧することで、里山を守ることが出来ると判断。
- ・放牧できる豚の方が牛より効率的に管理できるため牛の飼育をやめる。
- ・放牧豚は、1haの面積に放牧し、年間120～150頭の規模で出荷。
- ・遊休農地解消してさらに豚の管理が効率的にできるよう飼育小屋を建立。（下の写真）
- ・周年出荷している豆苗の根も捨てずに飼料に活用し、自社内で循環的な農法を確立している。

4 課題

- ・枝肉は飲食店ごとに使用する部位が異なるので、どうしても余ってしまう部位が多少ある。
- ・放牧豚は、狭い小屋で飼育された豚と違い肉質が硬めで脂身が非常に少ないので調理の仕方が難しい。
- ・一般家庭用には、向かず、腕のある料理人などに使ってもらうようになり、どうしても小ロットでの出荷になってしまう。
- ・豆苗の根だけだと栄養不足になるので、購入したその他粗飼料も併用している。



豚の飼育小屋。

5 今後の方向性

- ・遊休農地を解消して皆が儲けることができる事例を整備していきたい。
- ・小ロット出荷のデメリットを払拭するため、今以上に販売単価を上げていきたい。
- ・今以上にレストラン等に営業をしていきたい。
- ・余った部位の利活用を進めていきたい。
- ・放牧豚は、伸びしろが大きいので、今後も期待が持てる。



放牧豚と降矢セツ子取締役。

⑦非農家が茅文化を広めつつ里山の生態系を守りたい想いで茅栽培。
収穫作業などは地域住民が積極的に手伝い。

福島県田村市
(現代美術家 佐藤香)

〇活動のポイント

その他(農業法人等)
が主体になった活動

1.里山の維持に尽力
する人材が存在

2.地産地消

3.地域文化財の保全活
動



1 市町村農業の概要と経営状況

- ・今回調査対象になった旧都路村は、東日本大震災による原発事故で一時避難指示区域になったが、約9割の住民が帰還しており、現在は、若者の移住や大学生の受け入れが積極的に行われている。
- ・佐藤香氏の職業は、現在も活躍している現代美術家で都路出身の非農家。都路町に4反の農地を借り、茅を栽培している。労働は、主に佐藤氏と佐藤氏の母親、時々地域の住人が6～7人ほど手伝いに来る。

2 遊休農地がもたらす課題

- ・主要な道路沿いなどでも景観を阻害する遊休農地が目につくようになる。
- ・イノシシの被害などが周辺の優良な農地へも拡大していった。



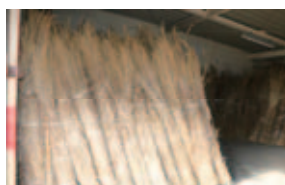
茅刈の様子。背丈は2.5～3m程までに成長したものを収穫。収穫作業は、全て鎌を使うなど手作業。

3 課題解決に向けた活動

- ・茅葺屋根や茅刈りのアルバイトを通じて、茅文化とそれに関わる人の魅力に気が付いた。地元である田村市で茅という文化を広めつつ、地元の里山の生態系を守る活動をしていきたいと思い、活動に取り組み始めた。
- ・都路町に4反の農地を借り、茅を栽培している。労働は、主に佐藤氏と佐藤氏の母親、刈り取り時期に時々地域の住人が6～7人ほど手伝いに来るなど地域住民が協力的に活動を支援している。
- ・活動は、2021年5月から都路町石橋共有地内の農地4反ほどを借り、自生していた茅を利用し栽培開始。
- ・栽培自体は、夏場に草刈りをするだけで特に肥培管理等は必要なく、収穫時期は、冬季で雪が降る前に終わらせる。
- ・販路としては、主に石橋共有地内にある茅を使用した石橋遺跡の修復資材に活用。2022年春に復元予定。なお、修復は佐藤氏含め石橋地域の住民で行う。
- ・余った茅については、県内の茅葺屋根職人に買い取ってもらう。

4 課題

- ・販路がまだまだ確保できていない。面積も小さく収量も少ないので、面積を確保したい。
- ・面積拡大したいが収穫を全て鎌を使うなど手作業で行っているため、収穫作業に追われ品質の低下に繋がってしまう不安もある。
- ・現在の面積では、本人と母親の2名で作業は間に合っているが今後は、作業員の確保が必要になってくる。



収穫物の貯蔵庫の様子。厚さ約30cmほどの束にして保管する

5 今後の方向性

- ・販路がまだまだ確保できていないので、補助金や県内の事業所と相談しながら少しずつ面積を確保し、事業として成り立つまでに持っていきたい。
- ・作業員の確保はまだまだ考えていないが、面積を大きくしたら作業員の確保にも考えていきたい。



茅場となっている左側の農地。道路もあり農地の出入りは容易にできる

⑧稲作農家が作業効率の悪い沼地化した水田にレンコンを導入。
知人と共同で栽培しブランド化で収益確保へ。

福島県喜多方市
(高郷町大谷地区)

○活動のポイント

その他(農業法人等)
が主体になった活動

1.珍しい作物で
ブランド化

2.新規作物導入

3.所得の向上につな
がる



1 市町村農業の概要と経営状況

- ・喜多方市高郷町は、喜多方市の西部に位置する山間の町。稲作のほかそばの栽培が中心。高齢化や担い手の不足で条件の悪い農地は遊休農地化している状況。
- ・物江氏は、他業種から定年退職を経て、専業農家になった。経営は主に稲作中心で、その他多種の野菜を栽培している。

2 遊休農地がもたらす課題

- ・沼地で稲作の作業効率が悪く、数年ほど前から作付けを断念していた農地が遊休農地化。
- ・中山間地域等直接支払制度を活用してきたが、高齢化に伴い、草刈りなどの作業に苦慮してきた。



収穫したレンコンを手にする物江氏。

3 課題解決に向けた活動

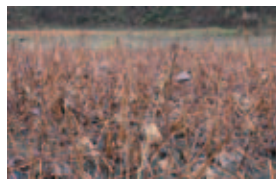
- ・沼地で稲作の作業効率が悪く、数年ほど前から作付けを断念していた農地が遊休農地化。
- ・解消の打開策で、平成30年にレンコン栽培を導入。現在3反ほど植付している状況。
- ・作業員は主に常時作業員1名(物江氏)、集落の知人で兼業農家の1名の2名で共同で栽培をしている。
- ・新潟県五泉市でレンコン栽培を見学し、栽培を開始。栽培は非常に簡易で、除草さえ気を付ければ簡単に育てられる。
- ・地元テレビ局にも取材をしてもらい、宣伝効果もあり、ほ場に見に来る方や注文数も増えた。



花はドライフラワーにして手芸などに活用。地元主婦の交流が生まれる。



レンコン畑の様子。



4 課題

- ・注文数も増え、今後面積を拡大していくことを考えると人材を確保したい。
- ・販路に関して、レンコンは、収穫後、1～2日で表面が黒ずみ商品価値を低下させてしまうので、黒ずみを気にしない飲食店などの販路先の確保も必要。

5 販路

- ・本格的に売り出したのは、昨年(令和2年)から。主に、地元の直売所、道の駅などに出荷している。
- ・地区内で栽培している農家がないことから直売所などでは好評。
- ・大谷レンコンという名前で売られており、ブランドとしても固まりつつある。
- ・名前が売れ、現在はおせち用のレンコンの注文など地元飲食店からの注文も増えつつある。

6 今後の方向性

- ・山間の集落なので、手伝ってくれる人材がなかなか見つからないので、もっとレンコン栽培の魅力を伝え、手伝ってくれる仲間を増やしたい。
- ・収穫作業に作業ピークがあるので、放水ポンプの購入も含めて、労働の負担を軽減させる仕組みを作りたい。

⑨農業委員会が賛同する農家を募集しエゴマを試験栽培。
地域へ波及しエゴマを新たな特産品へ。

福島県大玉村
(大玉村農業委員会)

○活動のポイント

農業委員会が主体
になった活動

市町村が主体に
なった活動

1.新規作物導入

2.活動に積極的な
農業委員が存在

3.村の支援が充実



1 市町村農業の概要

- ・農業従事者の高齢化により遊休農地の増加が課題、中山間だけでなく平場にも発生し始める。

2 遊休農地がもたらす課題

- ・水田地帯である同村では、一部畜産や花きの生産はあるものの、全体として畑作による高収益作物の栽培は少ない。
- ・遊休農地となっていく畑をどう活用していくかが大きな課題。

3 課題解決に向けた活動

- ・遊休農地を活用して農業委員会がエゴマの試験栽培を開始するとともに、村内農業者にも広報誌やホームページ等で試験栽培実施者を募集。賛同した農業者は4名。
- ・エゴマ先進地での研修や日本エゴマの会の指導を仰ぎ農業者への栽培研修会を開催し、エゴマの栽培技術確立。
- ・エゴマ生産者を増やしてエゴマの会を設立。
- ・村食品生活研究グループと連携して開いた料理講習会でエゴマ入りクッキー等、調理方法を検討したほか、エゴマ油の試作も行った。
- ・村の補助を得てエゴマ油絞り機やコンバインなどを導入、エゴマの会の自立運営を目指す。
- ・販売先は直売所がメインだが、村とともに6次化や販路拡大を検討。

4 活動の結果

- ・当初40aの遊休農地で試験栽培を開始したが、平成30年7月現在で70aに拡大。
- ・15人の農業者が賛同し遊休農地にエゴマを栽培。
- ・全体で約2.2ヘクタールの遊休農地を解消した。
- ・生産者による組織「エゴマの会」を設立。

5 今後の方向性

- ・引き続き農業委員会による新技術の試験や村の補助事業による支援を継続し、エゴマの会の自立運営を目指す。
- ・今後はエゴマの会の運営事務についてもサポートを行う。



農業委員会が設置した試験圃場。



⑩町で推進するブルーベリーを栽培。
加工品を通して町の特産品へ。

福島県棚倉町
(棚倉町ブルーベリー愛クラブ)

○活動のポイント

その他(農業法人等)
が主体になった活動

1.独自の組織体制

2.新規作物導入

3.町の補助事業を活用



1 市町村農業の概要

- ・標高約200～400mに位置する中山間地域。
- ・水稻を基幹作物にイチゴやトマト、キュウリ等の施設園芸野菜や肉用肥育牛の生産が中心。

2 遊休農地がもたらす課題

- ・周辺の優良農地への鳥獣被害が拡大。
- ・主要な道路沿いなどでも景観を阻害する遊休農地が目につくようになる。

3 課題解決に向けた活動

- ・町では平成15年以前は、米のほかコンニャク栽培が盛んであったが、生産者の高齢化で減少し、転換作物として奨励しようとして抜擢されたのがブルーベリー。
- ・平成15年3月に当時の生産者が会員を募ったところ24人の会員が集まり、棚倉町ブルーベリー愛クラブを発足。
- ・町では多目的宿泊施設の敷地内に保管・加工場を整備し、クラブに貸与する形で支援を行っている。
- ・会員は自ら加工技術を磨き、ジュースやジャムなどを製造し、道の駅などで販売している。また、町のふるさと納税返礼品にもなっている。
- ・会員間で会費を徴収し、全国規模のシンポジウムや県外の先進地に視察に行くなど、栽培技術の研鑽に努めている。



棚倉町ブルーベリー愛クラブ 蛭田 良昇会長。



鳥からの食害対策で防鳥ネットを設置。



加工した健康ドリンク。

4 活動の結果

- ・ブルーベリーの作付面積は解消した遊休農地を含め、クラブ全体で3haで、遊休化した畑や牧草地、桑畑などの農地の解消に成功。会員各々が農地を管理している。
- ・遊休農地を活用した新規作物の導入により、会員農家の栽培技術や経営に関する情報共有がなされ、会員の農業経営の強化につながった。
- ・安定した収量確保技術等の確立により大手コンビニチェーン店からコラボ商品の開発依頼を受け、安定した所得の確保につながった。

5 今後の方向性

- ・会員で全国規模のシンポジウムへの参加や県外の先進地に視察に行き、栽培技術の研鑽に努めていくとともに効率的な収穫方法など、生産者に負担のない技術を確立したい。
- ・会員も60歳から80歳と高齢化が進んでいるため、若い会員の入会促進や第三者への継承など後継者の獲得にも尽力していきたい。

⑪他業種から農業に転職。
遊休農地でリンドウ栽培。

福島県いわき市
(秋元進二)

○活動のポイント

その他(農業法人等)
が主体になった活動

1.他業種から参入

2.新規作物導入

3.地域の特徴を生かし
高付加価値化



1 市町村農業の概要

- ・いわき市の最北部に位置し、町内で280m～650mの標高差があるのが特徴。高原のため海岸部と比較して寒冷。

2 遊休農地がもたらす課題

- ・主要な道路沿いなどでも景観を阻害する遊休農地が目につくようになる。
- ・イノシシの被害などが周辺の優良な農地へも拡大。

3 課題解決に向けた活動

- ・定年退職後に自宅前の遊休農地(田)を活用し、知人から勧められたリンドウを栽培。徐々に解消面積を増やし現在は30aで10種類ほどを栽培。
- ・補助金に頼らず全て自前で種苗代、支柱用のパイプ代等総額100万円ほどを支出。前職(電気配線の管理)の技術を生かし、独自にパイプを折り曲げ加工している。
- ・栽培面のポイントは病害虫を寄せ付けないこと。リンドウは採蜜のために訪花する蜂によって受粉してしまうと、花の色がぐすみ商品価値が落ちるので、出荷時期には、全面に防虫ネットを張り、虫の出入りを遮断している。その際、パイプの高さ調整を行うことで作業のしやすい環境を確立している。
- ・長い期間出荷できるように品種を組み合わせで栽培しており、列ごとに必要な情報を入力したラベルを貼り、移植日から逆算した出荷予定日を常に把握するなど作業の効率化に取り組んでいる。
- ・市場出荷や直売所への出荷。7月中旬から10月中旬が最盛期で、お盆や彼岸が最大の需要期。市場出荷だと50円/本のところ、直売所だと100円/本ほどで売れるため、なるべく直売所に出荷している。



草丈が他産地より高く成長し、希少性のある
いわき市のリンドウ。



自宅前のリンドウ圃場を指さす秋元氏。

4 活動の結果

- ・自宅前の約30aの遊休農地の解消に成功。
- ・リンドウの収益率の高さから自宅近くの水田1筆もリンドウの畑に改良。さらなる所得の向上につながった。
- ・他産地と比較して昼夜の寒暖差が激しいという気候により草丈が通常の産地より2倍以上高く成長するため市場内では希少性があると差別化につながっている。

5 今後の方向性

- ・引き続き品質向上に努め、良質なリンドウが出荷できるように取り組んでいくとともに費用や労働力の様子を見て規模拡大も検討していく。



品種や植え付け時期ごとにラベルを貼付。

他県遊休農地解消事例

⑫農業委員会が遊休農地マップを作成し担い手にマッチング。
積極的に企業参入や新規就農受け入れも。

長崎県松浦市
(松浦市農業委員会)

○活動のポイント

農業委員会(農業委員)
が主体になった活動

1. 独自の組織体制

2. 新規作物導入

3. 担い手育成にも配慮
した取り組み



1 市町村農業の概要

- ・ 当市では農地の大半を水田が占め、多くの地区で基盤整備が完了しており、平場の水田は遊休農地がほとんど見られないが山間部の未整備水田やパイロット事業で整備された柑橘園を中心に耕作放棄地が広がっていた。

2 取り組み内容

- ・ 農業委員会が「耕作放棄地全体調査」の結果に農地台帳を付与し、市で導入したGISを用いて遊休農地の分布を地図化。
- ・ 農業委員会が耕作放棄地情報を用いてA分類荒廃農地(再生利用が可能な荒廃農地)とB分類荒廃農地(再生利用が困難と見込まれている荒廃農地)について入力し、担い手農家を中心にマッチング。
- ・ 農業委員会がA分類荒廃農地の農地の農地を中心に認定農業者をはじめとする担い手農家に対して耕作放棄地解消事業などを活用して集積を図る。
- ・ 農業委員会が各種関連事業を活用し、農業参入企業の誘致、新規就農者の受入にも積極的に取り組む。

3 活動の結果

- ・ 60.4haの遊休農地解消に成功。
- ・ 判断未了だったB分類荒廃農地123haの非農地化を図った。

4 課題解決に向けた特徴的な活動

- ・ オーソドックスな取り組みであるが、国・県・市の関連事業に連動し、地域の実情に合わせ、独自にアレンジした組織的な活動体制を構築した。
- ・ 担い手および地権者の意向にきめ細かく配慮した取り組み。
- ・ 再生利用および未然防止で実績を上げた模範となる活動である。

他県遊休農地解消事例

⑬農業委員会が各種法施策に精通する農地相談員を配置。
農業法人への農地集積を積極的に支援。

静岡県島田市
(島田市農業委員会)

○活動のポイント

農業委員会(農業委員)
が主体になった活動

1. 地元法人との連携

2. 新規作物導入

3. 適切な人材配置で
活動の効率化



1 市町村農業の概要

- ・ 当市では主に茶の生産が主流。
- ・ 広域合併市町村なので活動範囲が広く、都市部、平地、中間、山地の各農業地域におよび、農地相談員は、農業委員と連携し、地域の実情に合わせた活動を行っている。

2 取り組み内容

- ・ 農業委員会が事業を活用して農地の売買・賃借、農業生産法人の設立、各種補助事業に精通する県農業振興公社OBを「農地相談員」として配置し活動体制の整備・強化を図った。
- ・ 農業委員会が主要な市内の農業法人3社へ遊休農地を含む農地の斡旋に力点を置き、円滑な権利設定、交付金および計画の面で支援活動を行った。
- ・ 農業委員会が市内の老朽茶園を積極的に受け入れる農業法人に対して県単独事業や荒廃茶園再生事業導入に際しても、現地調査や候補地選定の面で支援活動を実施。
- ・ 農業委員会が新規参入した露地野菜作・農業参入企業の遊休農地再生利用に積極的に協力し、遊休農地4.7haを再生。レタスやキャベツなど露地野菜の栽培を行っている。
- ・ 農業委員会が地域資源を活用した農業・農村の多面的機能の発揮、地域活性化を目指す各地域の実情に応じた取り組みに対しても、地権者との交渉、農地貸借および国の交付金活用面で積極的な支援を行った。

3 活動の結果

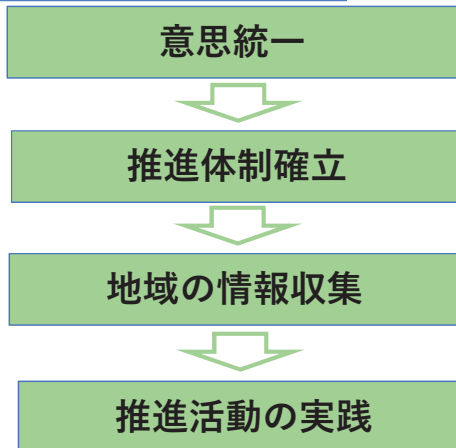
- ・ 活動期間5年3か月で30.7haの遊休農地解消に成功。

4 課題解決に向けた特徴的な活動

- ・ 適切な人材を的確な配置によって、遊休農地を円滑に解消できた事例。
- ・ 市内の農業法人などに交付金の活用など積極的な支援活動により解消に向けた後押しができた。
- ・ 市の活動だけでなく地域を巻き込む活動。

遊休農地対策における活動主体別の 取組フロー図

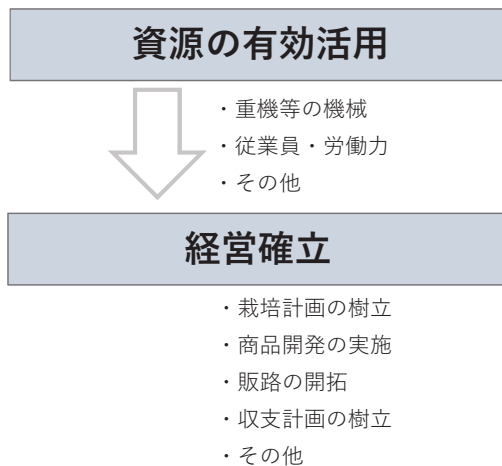
①農業委員会による活動



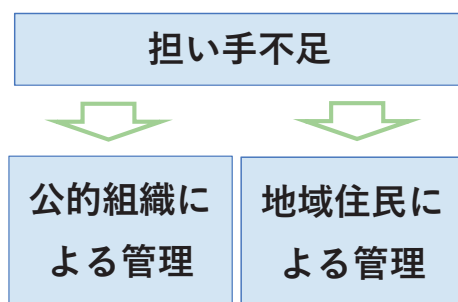
<実践内容>

- ・意向調査など現状把握の徹底
- ・農地に関する相談対応や助言
- ・担い手へのマッチング
- ・新規就農・新規参入の推進

②農業法人等による活動



③農業団体等による活動



<検討事項>

- ・収入源（農業収益、補助金等）の確保
- ・事業計画（保全管理、粗放的管理、作付計画、販売計画、販売計画、収支計画）
- ・役割分担（労働力確保含む）

IV 遊休農地対策の傾向

1 全国各地の遊休農地対策の傾向

一般社団法人全国農業会議所主催の「耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業」において受賞された組織の取り組み状況から、優良事例の傾向をまとめた。

この表彰事業は、平成20年度から平成29年度までの10回にわたり行われたもので、都道府県段階において審査のうえ全国の中央審査委員会に推薦する流れとなっており、この10年の間で合計262組織の取り組みが推薦され、中央審査会での審査結果、10年間で①農林水産大臣賞10組織、②農村振興局長賞10組織、③全国農業会議所会長特別賞20組織、④全国農業会議所会長賞60組織、⑤全国農業新聞賞162組織が表彰された。

これら組織は、次の審査基準により選出された。この審査基準そのものが今後の遊休農地対策の方向を検討するうえで参考となる知見である。

<審査基準>

① 活動体制・農地利用促進

耕作放棄地の発生防止・解消のための活動体制を整備し、啓発活動や実践活動を通じて地域の農地の利用促進等を継続的に図っていること。

② 担い手への農地利用集積

耕作放棄地の発生防止・解消活動による成果として、担い手への農地利用集積等の実績を上げていること。

③ 新規作物・地域特産物導入

新規作物や地域特産物を導入する等により地域農業の発展に寄与していること。

④ 農業体験・都市農村交流・地域活性化

耕作放棄地の発生防止・解消活動を契機として、農業体験活動や都市農村交流等が推進され、地域の活性化に結びついていること。

⑤ 農業・農村の多面的機能の発揮

地域の農業者や住民による活動により、農業・農村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮に結びついていること。

⑥ 飼料作物生産・放牧利用・緑資源確保

飼料作物の生産や放牧利用、緑資源の確保等に結びついていること。

⑦ その他

その他、耕作放棄地の発生防止・解消活動に寄与していること。

2 受賞組織の取り組み内容

受賞組織のうち、全国農業会議所会長賞以上の100組織（上記①～④）において、耕作放棄地解消の取り組み内容（図8）を見ると、担い手への「農地の集積・集約」が86%、「地域特産物の導入」が51%、「6次産業化」が28%と農地の有効活用

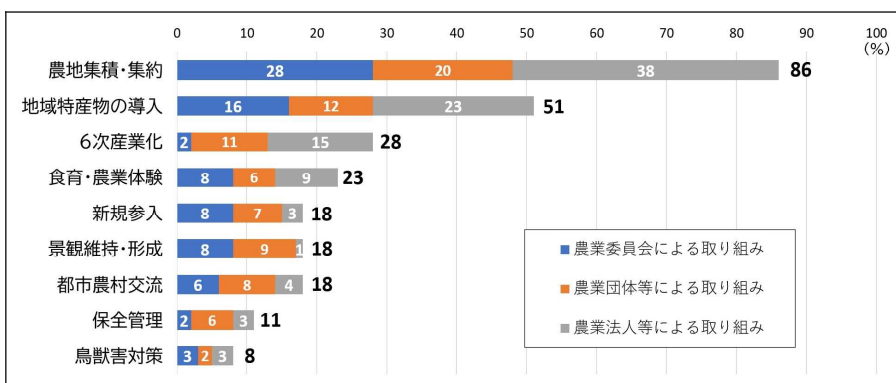


図8.取り組み内容

による経営所得の向上を目指すものが上位3つを占めており、一方で、「食育・農業体験」や「景観維持・形成」、「保全管理」、「鳥獣害対策」など、地域農業振興に関連した取り組みはいずれも2割を下回っていた。

3 実施主体別の傾向

受賞100組織を①農業委員会、②農業委員会以外の農業団体等、③農業法人等に分け、それぞれの実施主体を母数として取り組み別の割合を図9に示した。

なお、農業団体等には、市町村の耕作放棄地対策協議会や市町村農業公社のほか、地域住民が主体である住民組織やNPO法人なども含めている。

これを見ても、農業委員会が主体となった取り組みでは「6次産業化」の割合が5.7%と大幅に少なく、農業団体等による取り組みでは、「景観維持・形成」や「都市農村交流」、「保全管理」の割合が高くなっているほか、農業法人等による取り組みでは、「景観維持・形成」、「新規参入」、「都市農村交流」、「保全管理」の割合が他よりも大幅に少ないことが伺える。

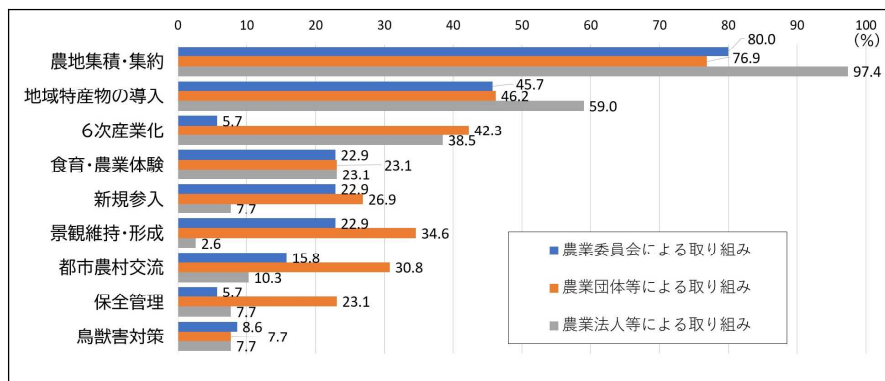


図9.活動主体別・取り組み内容

4 実施主体別取り組み内容

（各事例の具体的な取り組みの内容は全国農業図書「耕作放棄地解消活動事例集Vol.1～10」参照）

① 農業委員会による活動

青森県弘前市農業委員会（平成27年度・農村振興局長賞）では、平成24年度に委員会内に「遊休農地有効活用委員会」を設置し、地元農業者や農業法人の構成員、JA職員などによる「農地活用支援隊」を集落単位で立ち上げた。支援隊員は農家の意向や農地の現状など集落内の情報を徹底的に収集し、支援隊員間の情報共有により耕作放棄地の解消と農地のマッチング活動などに繋がった。（3年間で耕作放棄地の解消面積84ha、担い手への集積面積353ha）

静岡県島田市農業委員会（平成26年度・農林水産大臣賞）では、委員会内に、農地の権利移動や農地所有適格法人の設立、各種補助事業等について精通した「農地相談員」を置き、農業者への助言・支援体制を確立。その結果、新規参入法人による耕作放棄地の解消など、5年間で約31haの耕作放棄地の解消に結びついた。

そのほかにも、岩手県遠野市農業委員会（平成28年度・農村振興局長賞）では、遠野市とともに「耕作放棄地解消対策部会」を設置して関係機関との連携体制の構築。秋田県藤里町農業委員会（平成29年度・全国農業会議所会長特別賞）では農地中間管理機構との連携によるマッチング活動の推進など、いずれの事例も「活動体制の整備」と「関係機関との連携」が重要なポイントであることが伺える。

これらの事例から分かることは、第一に、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員による意志統一を図るとともに関係機関一体となった推進体制を確立、第二に農地の利用状況調査や利用意向調査等による地域の現状把握、第三に蓄積していった情報をもとにした相談・助言、遊休農地の解消指導、さらにはマッチングなどを行うとともに、新規就農や新規参入も含めた担い手の育成・確保に積極的に取り組む必要があるということである。（図10）

先に紹介した大玉村農業委員会の事例は、まさにこれら取り組みを実践したものであり、同委員会ではさらに推奨作物の導入推進や機械・設備等への補助、6次化支援などを組み合わせた取り組みである。

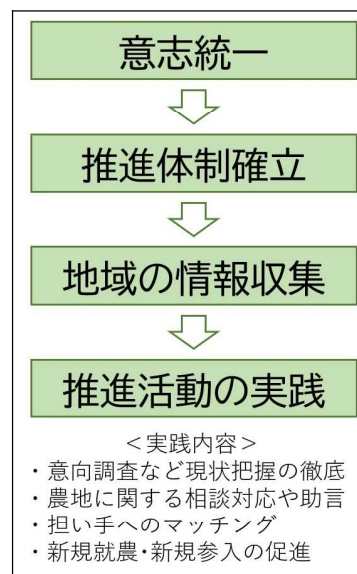


図10.農業委員会による取り組み

② 農業団体等による活動

農業団体等の分類においては、市町村や耕作放棄地対策協議会、農業公社などの公的な組織と、地域住民や農業者が主体となった地域組織で、当然ながら特徴は異なっている。

市町村や農業公社など公的組織では、担い手も存在せず、営農条件が悪いことから企業参入も見込めず、どんどん荒廃化していった農地の受け皿として組織を設立するケースが多かった。この場合、そもそも担い手が不足することから、その目的が農地の「保全管理」や「景観維持・形成」などが多い。しかし、なかには地元の学校給食で使用する野菜の生産や小学生などへの農業体験など、「食農教育」への活用を行っているところも少なくない。この公的組織については事業収入がほぼ見込めないことから、各種補助事業の活用あるいは市町村等においてどれだけ予算を確保できるかが課題である。

一方、地域住民が主体となった地域組織では、いわゆる転作組合や機械利用組合などの既存の組織を発展させたというケースが目立った。この場合、コメを中心としつつも、野菜や地域特産物などの生産、JA

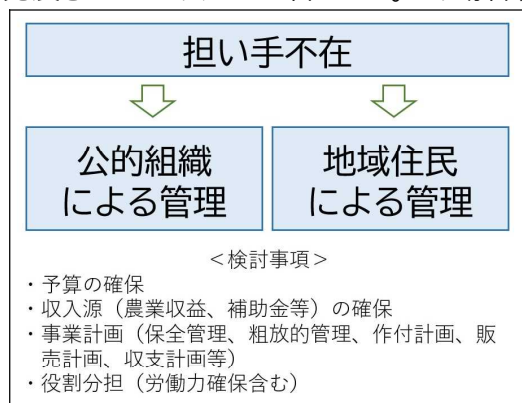


図11.農業団体等による取り組み

女性部などと連携して農産物加工・直売による6次産業化による所得確保のほか、農道や水路の維持管理や環境保全、イベントの開催など、幅広い活動を展開しているケースが多い。

取り組みの初期段階では、耕作放棄地の再生利用も含む地域内の土地利用調整についての合意形成が大きな課題となるが、いずれも地権者全員に対する説明や合意形成のための座談会等を重ねるといった地道な活動で実現に結びつけている。

農業団体等による取り組みのポイントは、まず第一に、担い手が不在である地域で遊休農地を解消するための体制としての選択肢であること。第二に、取り組みにあたっては地域で直面している様々な課題を共有し、地域住民の共通の課題として認識を深める必要があること、第三に、既存組織などを活用して実行部隊を組織すること、第四に、栽培する作物や加工・販路の検討、さらには補助事業の有効活用など、所得確保に結びつけた取り組みを重視する必要があること、である。（図11）

③ 農業法人等による活動

農業法人等に分類した39組織のうち24組織が他産業から農業参入した法人であり、そのほとんどは地元企業であった。また、その他15組織は農事組合法人やJA出資型農業法人等であった。

参入企業の業種は多種多様であるが、最も多かったのは 建設業（8社）であり、その場合、自社や親会社の大型重機や技術を使って雑木を取り払うなど、解消に要する経費の面で大きなメリットがあった。また、参入のきっかけは、ほとんどが公共事業等受注の減少による雇用の維持・確保等であった。

次に多かった業種は 食品製造業（5社）。参入のきっかけは原料となる地元農産物の安定確保のために参入し、一定の広がりを持つ農地の確保のために耕作放棄地を活用したというケースが多かった。

いずれも、自社の経営の安定に向けた取り組みの延長であるが、地域農業（農地）の担い手として地元から期待されている。

一方、**農事組合法人**については、上記②の「地域組織」の発展系であると言える。また、**JA出資型法人**については、上記②の「公的組織」に性質は似ているが、農業経営で所得を確保しながら食農教育や都市農村交流、観光農園や直売所の有効利用など、地域活性化に力を入れているところが異なっていた。

企業参入による耕作放棄地解消のポイントは、第一に、建設業による農業参入は、重機や土木ノウハウを持つことから比較的耕作放棄地の活用のハードルは低くなることがあげられる。第二に、参入にあたっては土作りから栽培、販路確保、労務管理など、経営と技術の両面を克服し、しっかりとした所得確保対策を講じたうえで取り組んでいる。いずれにしても、事業主体自身の持続可能な農業の確立に向けた計画づくり（＝経営計画）に基づく取り組みが重要であるといえる。（図12）

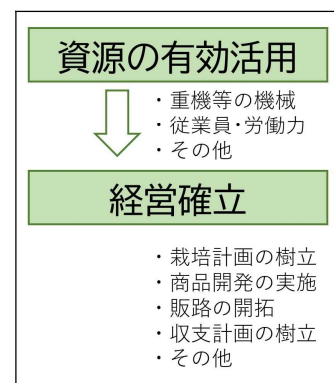


図12.農業法人等の場合

V-① 農地パトロールの効率化に向けた実証調査

1 目的

農業委員会が実施する1筆ごとの農地利用状況調査は、農業委員にとって時間的にも体力的にも負担が大きい。

そこで、調査の効率化を図るため、ドローンを活用した負担軽減効果を調査した。

2 実証地区

須賀川市袋田地区

＜概要＞須賀川市中心部の西部に位置し、平野と丘陵地が混在する水田が広がる地域。担い手不足により、条件が悪いほ場（狭小地や湿田等）を中心に遊休化が進んでいる。（表1）

表1 袋田地区の農地面積等

	利用状況調査対象面積	遊休農地面積
R3	4,585,932㎡	7,809㎡
R4	4,334,230㎡	11,485㎡

3 調査の流れ

（1）事前準備

ア 必要機材の準備

- a 撮影用ドローン（写真1）
- b モニターとケーブル^{※1}（写真2）

※1 ドローン撮影画像をリアルタイムで確認するため使用

イ 対象農地の地図^{※2}

※2 飛行ルートを確認するための地図及び、前年の調査時に遊休農地だった農地を確認するための地図。（写真3）

ウ ドローンの飛行許可申請等

- a 飛行日（R5年9月20日）までに国土交通省に機体登録を済ませる（※機体購入と同時の登録が推奨）。
- b 令和5年7月4日に「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」を東京航空局に提出した。
※航空法で規制されていない場所や方法で飛行する場合は必要ないが、許可を取っておくことが推奨されている。
- c 令和5年9月19日に、飛行計画について、国土交通省に指定項目の内容を通知した（飛行日の1開庁日前までに通知が必要）。
- d 調査日当日に飛行日誌に飛行内容を記載し保管した。

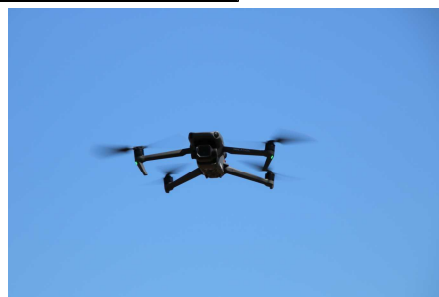


写真1 使用したドローン

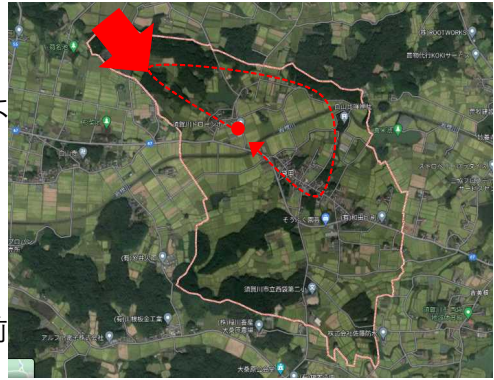


写真2 モニターなど

(2) 調査方法

ア 飛行ルートの設定

ドローンで地区内の全農地を最短距離で撮影できるように、操縦者が対象農地の地図を確認しながら設定した。飛行ルートは写真3に示したとおり。



イ 利用状況調査

農業委員会とともに、ドローンで撮影した映像と、事前に準備した対象農地の地図と照らし合わせ、一筆ごとに、遊休農地に該当するおそれのない農地と該当するおそれのある農地とに区分しながら、遊休農地と思われる農地について、紙の地図上に付箋紙で印を付けた。

なお、調査の結果、遊休農地に該当するおそれのある農地と判断された筆（13箇所）について、後日（令和6年1月15日）、現地確認を行った。（写真4）

写真3 飛行ルート



写真4 現地確認の様子

4 調査結果

(1) 時間

ドローンを活用した調査方法では、撮影による調査時間及び遊休農地に該当するおそれのある農地の現地調査に要した時間が77分であった。

従来の調査方法では、240分程度（4時間×1日間）が必要であった（※農業委員への聞き取り）ことから、ドローンの活用により調査時間が163分（68%）短縮された（図2）。

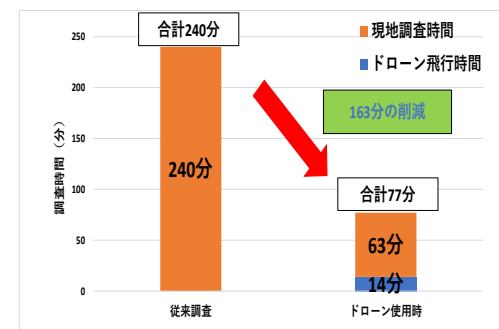


図2 ドローン導入による効果

(2) 体力的な負担

利用状況調査は、夏場（8月～9月）に行うことが多く、高齢化が進む農業委員等にとって熱中症等の危険がある。今回調査を実施した地域の農業委員等からは、屋内での調査により、負担が軽減されたとの感想が聞かれた。

また、山奥など悪条件下での遊休農地調査による、転倒、滑落や獣との遭遇等、多くの危険も回避できると考えられた。

今回、屋内の日陰の環境下での映像確認の調査方法（写真5）により、調査中の事故防止や熱中症対策になるとともに、体力的負担は大幅に軽減された。



写真5 屋内で画像判断する農業委員等

（３）費用

ドローンを活用した利用状況調査では、委託費用として約１０万円が発生した。

一方、従来の車移動等による利用状況調査では、ガソリン代などの経費が発生するが、農業委員会活動の一環として行うため、追加費用は発生しない。



写真６ ドローンで撮影した画像

（４）精度

農業委員等からは、モニター越しでも対象農地の地図と照らし合わせながら位置を確認でき、また、当該農地の栽培・保安全管理・遊休農地の状況が十分に確認できるとの感想が聞かれた。（写真６）

（５）注意点

飛行ルートの設定について、山林や農地の向きを考慮し、全ての農地が確認できるよう、操縦者と相談しながら設定する必要がある。

５ まとめ

利用状況調査へのドローン活用については、調査時間の大幅な短縮や体力的負担の軽減につながったため、利用状況調査への補助的利用としての活用が期待できる。

一方で、農業委員会独自でドローン等を購入し、利用状況調査を実施しようとする場合、初期費用として５０万円程度が必要となる。自治体でドローンを所有し、オペレーター等も確保できる場合は、導入を検討できるが、物損・人身事故の保証面や技術面、万が一の人身事故などを考慮し、専門業者へ委託する場合、それに要する費用は、１０万円程度／日が必要となる（※今回の調査に要した委託費用）。

したがって、費用対効果を考慮し選択肢のひとつとして、ドローンの活用を検討する必要がある。

【参考】 福岡市の事例

中山間地域を対象に合計６箇所39.2haで実証。従来の調査では、約１３８分から１７８分時間を要していたものが、ドローンを導入したことにより、約４分の１の３６分までに短縮させることができた。結果として、猛暑中での現地調査時間短縮により、推進委員の負担軽減、効率的な農地調査、生育状況の確認が概ね可能となり、業務の効率化につながることが示された。

V-② 農地パトロールの効率化に向けた実証調査

1 目的

農業委員会が実施する1筆ごとの農地利用状況調査は、農業委員にとって時間的にも体力的にも負担が大きい。

そこで、調査の効率化を図るため、ドローンとタブレットを活用した負担軽減効果およびタブレットを活用した時間効率効果を調査した。

2 実証地区

にしまふちめが
鮫川村西山婦知女賀地区

<概要> 鮫川村の北部に位置し、農地は山間に囲まれ、水稻の作付・保全管理が行われている。ドローン撮影、車両進入が可能な一団地の農地。(表1)

表1 にしまふちめが
西山婦知女賀地区の農地面積等

	利用状況調査対象面積	遊休農地面積
R 4	20,508 m ²	0 m ²
R 5	20,508 m ²	0 m ²

3 調査の流れ

(1) 事前準備

ア 必要機材の準備

- a 撮影用ドローン (写真1)
- b 心拍数計測器※1
- c タブレット (写真2)



写真1



写真2

※1 体力的負担を定量的に表すために使用

イ 対象農地の地図※2

※2 飛行ルートを確認するための地図。(写真3)

ウ ドローンの飛行許可申請等

- a 令和4年3月16日に機体登録済み。
- b 令和6年6月15日に「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」を東京航空局に提出した。(更新)

※航空法で規制されていない場所や方法で飛行する場合は必要ないが、許可を取っておくことが推奨されている。

※許可日から1年間有効。

- c 令和6年9月27日に、飛行計画について、国土交通省に指定項目の内容を通知した（飛行日の1開庁日前までに通知が必要）。
- d 調査日当日に飛行日誌に飛行内容を記載し保管した。

（2）調査方法

ア 飛行ルートの設定

ドローンで地区内の全農地を最短距離で撮影できるよう、操縦者が対象農地の地図を確認しながら設定した。

飛行ルートは写真3（黄色線）に示したとおり。

イ 時間の調査

（ア）ドローンとタブレットによる調査

ドローンで撮影した映像と、事前に準備した対象農地の地図と照らし合わせ、一筆ごとに、遊休農地に該当するおそれのない農地と該当するおそれのある農地とに区分しながら、遊休農地と思われる農地について、調査内容をタブレットに現地確認アプリを活用して入力した。

（イ）徒歩と調査用紙による調査（慣行）

徒歩による調査は、事前に用意していた地図をもとに紙の調査用紙に結果を記載した。

ウ 体力的負担の調査

心拍数※計測器を調査員3人に装着してもらい、10分おきに心拍数を計測した。

※心拍数：1分間に心臓が拍動する回数（単位：b p m）

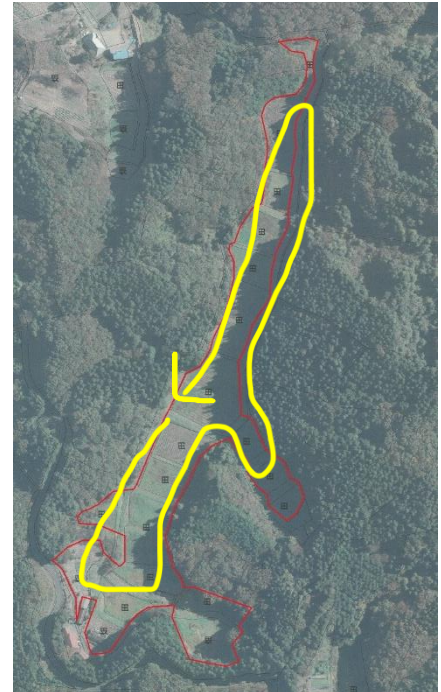


写真3

4 調査結果

（1）時間

ドローンを活用した調査方法では、撮影による調査時間及び遊休農地に該当するおそれのある農地の現地調査に要した時間が12分であった。

従来の徒歩等による調査方法では、30分であったことから、ドローンの活用により調査時間が18分（60%）短縮された。

（図1）

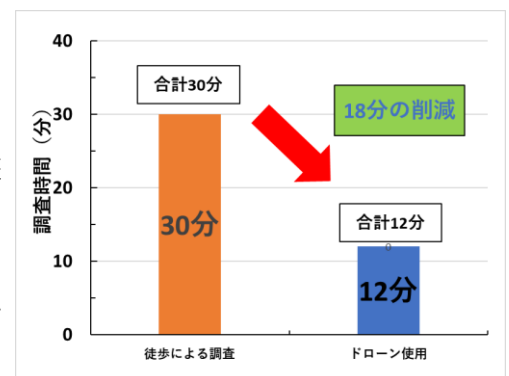


図1

(2) 体力的な負担

ドローンを活用した調査方法では、心拍数が調査員 3 人の平均 87.33 bpm であった。

従来の調査方法（徒歩による調査）では、調査員 3 人の平均 78.67 bpm であったことから、ドローンの活用により心拍数が 8.66 bpm（10%）低くなった（図 2）。

また、移動することがないので、転倒、滑落や獣との遭遇等多くの危険度は低下した。

計測回数（10分おき）	1	2	3	4	平均
徒歩調査時	70	90	88	101	87.33
ドローン調査時	84	73			78.67

図 2

(3) 費用

ドローンの購入費用は、約 50 万円。なお、保険代、メンテナンス代は必要に応じて必要となる（今回調査では保険代 4,900 円/年程度）。

(4) 精度

ドローンの送信機に投影された動画から対象農地の地図と照らし合わせながら位置を確認でき、また、当該農地の栽培・保全管理・遊休農地の状況が十分に確認できた。（写真 4）



写真 4

(5) タブレットとの連携

タブレットとの連携については、作業の効率化につながった。調査員の聞き取り調査によると通常は、「徒歩などによる調査」→「指定の用紙に手書きで入力」→「手書きのデータをパソコンのデータに入力」の作業があったが（調査員より聞き取り）、タブレットを活用することで、現地でタブレットに入力した内容は、データでの管理が可能で、指定の用紙に手書きで入力する手間が省けるため作業が効率化したと考えられる。（写真 5）



写真 5

5 まとめ

利用状況調査へのドローン活用については、調査時間の大幅な短縮や体力的負担の軽減につながったため、利用状況調査への活用が期待できる。ただし、操縦者の育成は今後の課題だと考えられる。

したがって、費用対効果を考慮し選択肢の一つとして、ドローンの導入を検討する必要がある。

タブレットとの連携については、効率化につながると考えてよいと思われる。しかし、中山間地域等特に通信環境が整っていない場合は、通信環境が良好な場所で事前に調査に必要な情報（地図や地番図等）のダウンロードを行う必要がある。また、タブレットの操作については、農業委員等に向けた操作研修会が必要であると思われる。

V-③ 農地パトロールの効率化に向けた事例調査

1 目的

農業委員会が実施する1筆ごとの農地利用状況調査は、農業委員にとって時間的にも体力的にも負担が大きい。そこで、調査の効率化を図るため、衛星画像とタブレットを活用した負担軽減・作業の効率化を図っている先進地視察を行うこととした。

2 実証地区

福井県坂井市

<概要> 福井県の北部に位置し、九頭竜川下流域に広がる坂井平野は、福井県屈指の農業地帯となっている。米を主軸に大麦、大豆、そばが作付けされ、畑では、すいか、大根、ねぎなどが作付けされている。(図1、表1) 中山間地においては、圃場の区画が狭く、大型機械での農作業が困難となっている。



図1 坂井市の位置図

表1 坂井市の農地面積等

	農地面積	遊休農地面積	遊休農地率	集積面積	集積率
R4	6,590ha	9.3ha	0.14%	4,721ha	71.6%
R5	6,580ha	7.5ha	0.11%	4,783ha	72.7%

3 農業委員会の概要

農業委員会は、農業委員19人、農地利用最適化推進委員28人で業務にあたっていたが、遊休農地率が低く、集積率が高いことから農地利用最適化推進委員の配置の意義がとわれるなどの理由で、2024年度の改選をもって、農地利用最適化推進委員の設置を廃止。農地利用最適化推進委員の廃止した分の補填として農業委員を19人から25人に増員して業務にあたる。(表2)

表2 農業委員会の現在の構成

項目	委員数	備考
農業委員	25人	うち女性委員5名(中立委員1名)
農地利用最適化推進委員	—	
委員合計	25人	ほか、事務局3名

4 導入の経緯

(1) 課題

農地利用状況調査は、猛暑の中、全圃場を確認することは体力的負担が大きいこと、農地の状況の判断は、農業委員に頼ること、紙の地図だと結果の入力を事務局が改めて手入力でする等、作業負担が大きいなどの課題があった。(図2)

1、膨大な数の圃場

2、属人化

3、紙運用

図2 農地利用状況調査の課題

(2) 導入まで

福井県は全国初の行政主導の人工衛星である県民衛星「すいせん」を2021年に打ち上げ。2週間に1度の高頻度で福井県を撮影する県民衛星「すいせん」の画像は農地状況の把握に適しており、この特長を活かしたシステム「**農地パトロール支援ソリューション**」を坂井市と株式会社ネスティが2023年に共同開発し、同年に実施した精度検証において衛星データの解析精度が期待するレベルに達していることを確認できたことから導入することとなった。(図3)

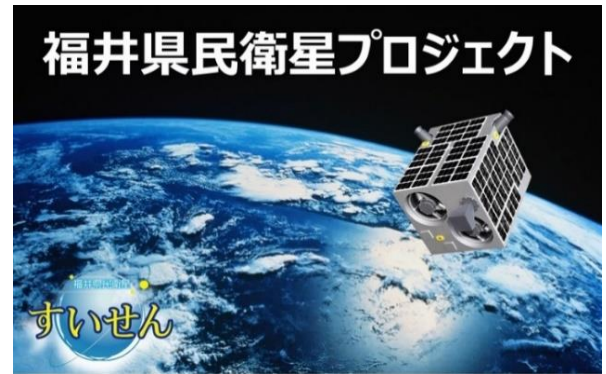


図3 福井県民衛星「すいせん」

5 システムの機能内容

(1) 農地パトロール支援ソリューションの概要

株式会社ネスティが衛星から撮影した画像をもとにデータ解析し、同時にアプリサービス提供。農業委員らは、タブレットを持参し、ウェブブラウザからWEBアプリにログインして、農地パトロールを実施。アプリは、現地写真の撮影、メモ機能、ルート案内、現在地表示などの機能を持つ。アプリで入力された情報は、事務局PCにも反映され、事務局は、それらのデータの確認を行う。(図4)

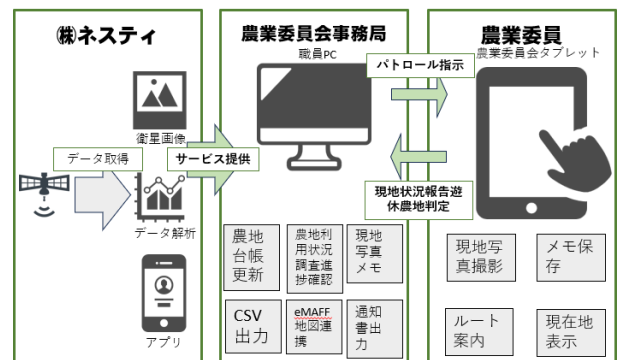


図4 システムの概要

(2) 業務フローと主要機能 (図5)

ア 解析可能な既存の遊休農地を約9割の精度で抽出できる解析手法により遊休農地を抽出

(ア)抽出された遊休農地候補を中心に農地の状況確認や所有者への確認を行うことで、土地勘や背景に詳しくなくても農地利用状況調査を可能する。

(イ)確認圃場数を減らすことで農業委員の負荷を軽減し、疑いのある圃場の確認に注力できる。

イ タブレット上で利用可能なWEBアプリ

(ア)現地の**写真やメモを保存できる**。

(イ)遊休農地候補の地図をマッピングすることで、**現在地との位置関係との位置関係を把握**でき、現地作業を効率的に実施できる。

ウ 衛星画像によるモニタリング

(ア)衛星は定期的(2週間に1回の頻度)に坂井市を撮影しており、**草刈りの実施状況や米、麦などの作物状況をモニタリング**できる。

(イ)所有者への通知をする際の参考資料として衛星データを活用することができるようになり、衛星データによる**客観的な視点**での判断とすることで**トラブル回避**が期待できる。

エ 意向調査通知書の出力

(ア)タブレットに入力した現地確認の結果から、通知書作成に必要な情報をCSVデータ出力できる。また、遊休農地の所有者あての通知書をシステムから出力できる機能を開発予定。

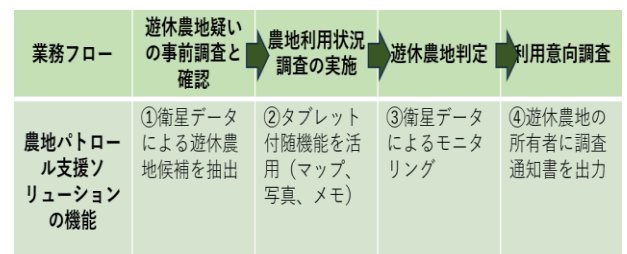


図5 システムの業務フロー

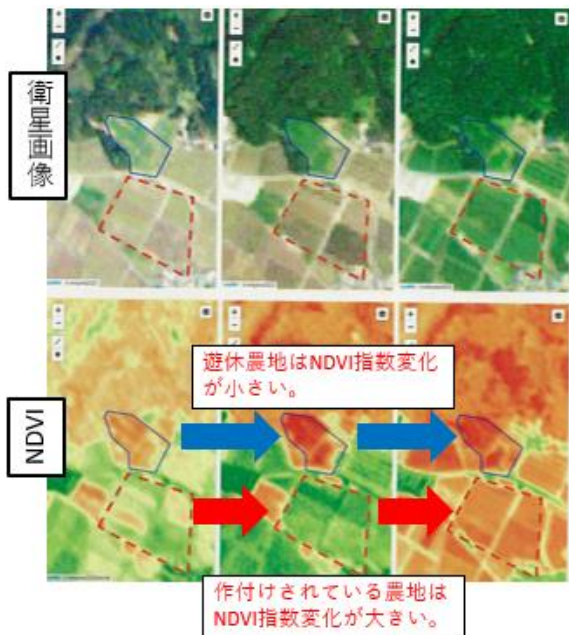
(3) 衛星データからの判定方法

福井県で導入している県民衛星「すいせん」は、近赤外の波長帯も観測しているため、NDVI を算出することができる。**衛星画像**と **NDVI** (図 6 参照) を活用したモニタリングで、植物の生育状況や緑の生い茂っている様子、作物の種類や耕作状況がわかる。作物を栽培すると播種・定植前に耕やすため指数が低くなることに着目。(写真 1)

～NDVI～
※Normalized Difference Vegetation Indexの略。植生の分布状況や活性度を示す指標のこと。

図 6 NDVI の説明

衛星画像と NDVI により分析されたデータは、農業委員会が使用するタブレットのアプリ内に反映される。アプリを開けば、対象農地を白色、赤色、黄色の 3 色いずれかで網をかけて表示される(図 2)。農業委員らは、これらのデータをもとに、**黄色に網掛けされた農地を中心に現地確認を行うことができ、作業効率を向上させる。**



左：写真 1
©Nesty corp.,
Axelspace
衛星画像と NDVI
の植生の変遷

右：写真 2
©Nesty corp.
タブレット上の画面



6 本県での活用

(1) 活用について

日本上空を定期的に通過している衛星は複数あり、本県の画像も定期的に撮影されている。よって、精度検証や実用性の評価などを確認する必要がある。

(2) 衛星画像活用時の注意点について

衛星画像による解析では、下草と樹木の区別が難しいという理由から果樹園地帯での判定には不向きとなっている。さらに、①**斜面の向きによっては植物の葉からの反射の数値が得にくかったり**、②**山の影になって判断が難しい**、③**雲にかかって見えない**などの課題(図 9)がある。よって、平場の地区では衛星画像による解析を有効活用し、山間地区ではドローンをメインで活用するなど、図 9 衛星導入の課題

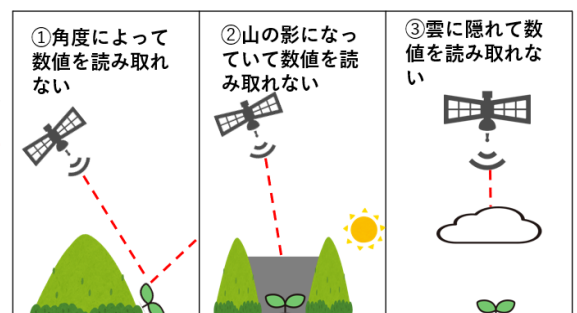


図 9 衛星導入の課題

特長を踏まえた使い分けが望ましいと考えられる。

もう一つの注意点として、筆ポリゴンと地番情報の紐づけが行われていない場合、システム上で扱うことができない点がある。そのため、デジタル技術の活用(DX)による農地の利用状況の判断は、**筆ポリゴンと地番情報の紐づけが条件**となる。

7 まとめ

衛星画像の活用で、利用状況調査における事務負担や体力的負担といった課題は解決できると考えられる。現時点（令和6年度末）では、実証中ではあるが、坂井市によると、農業委員で6割、事務局で9割の事務作業の効率化が見込めるとのこと。

さらに、農業委員に配布されているタブレットと連携をすれば、全農地を一筆ごとに現地確認をする手間が省かれ、また、衛星画像から判断ができなかった農地だけに集中して調査が行えるので、さらなる業務の効率化も見込める。

衛星画像からの判定においては、約9割の精度と非常に高い効果を示す。日本上空を定期的に通過している衛星は、複数あり、本県の画像も定期的に撮影できる。ただし、画像の精度やシステムが様々なため、活用にあたり費用対効果を考慮し、導入を検討する必要がある。

本県は、中山間地域が多いため、衛星で撮影する際の課題に対して、平場の地区では衛星画像による解析を有効活用し、山間地区ではドローンをメインで活用するなど、特長を踏まえた使い分けが望ましいと考えられる。

また、衛星画像は、栽培作物の判別、災害状況の把握、森林資源量の分析、病虫害被害状況把握など、他分野でも応用が可能である。そのため、農業関係部局だけでなく、土木部局、森林部局など他部局と共有しながら包括的に活用できれば、機能を十分活用できるのではないかと考えられる。

(株)ネスティでは様々な分野、業務用のソリューションを提供している。福井県内で導入が進んでおり、衛星画像を活用した行政業務のDXが進んでいる。

詳しい詳細を聞きたい場合は以下までご相談ください。

株式会社ネスティ 宇宙ビジネス推進グループ

TEL : 0776-35-0505

mail : suisen-contract@nesty-g.co.jp

4 非農地判断を進める経緯

令和3年度以前は、ほとんど非農地化などは進んでおらず、農地の管理も現在のように整備されていなかった。当時、「非農地判断の徹底について（令和3年4月1日付け2経営第3505号農林水産省経営局農地政策課長通知）」を受け、非農地判断を迅速に進めることを決め、台帳の整備にも取り掛かった。非農地を進めることで、守るべき農地は、確保して、農地的利用が困難な農地は、非農地化を進め、利活用を進めていこうとした。また、管理する農地を減らし、台帳整理の簡略化を図り事務負担の軽減を図ることとした。

5 非農地判断の進め方

進め方は、図2のとおり。

（1）対象地の選定

サポートシステムの地図情報からリストアップを行う。

（2）農地利用状況調査リスト作成

過去分も含むリストを作成。農地の利用状況を7段階（解消、1号遊休農地(軽)、1号遊休農地(重)、2号遊休農地、耕作者不在、非農地、住宅・その他）のレベルに分けて評価する。

（3）現地確認行程登録

サポートシステムで登録し、タブレットと連動させる。

（4）現地確認帳作成

A3用紙のチェックシートを作成。（図3）

（5）調査員研修

農業委員・農地利用最適化推進委員を対象とした研修会を実施。利用状況の判断基準の統一を図る。

（6）農地利用状況調査

9月上旬に5日間から7日間の間で開催。2地区を農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名、役場農政担当1名、事務局1名の2班体制で担当地区を調査する。調査の入力は、チェックシートに手書きで農業委員等が入力する。

（7）結果集計

農地利用状況調査の結果を事務局でタブレットに入力し、結果を農業委員会サポートシステムと連携させる。また、農業委員会で管理しているエクセル表にも入力する。

（8）総会審議・報告

10月の農業委員会総会に非農地判断、協議会で遊休農地の報告を行い農業委員等に利用状況調査の結果を把握してもらう。

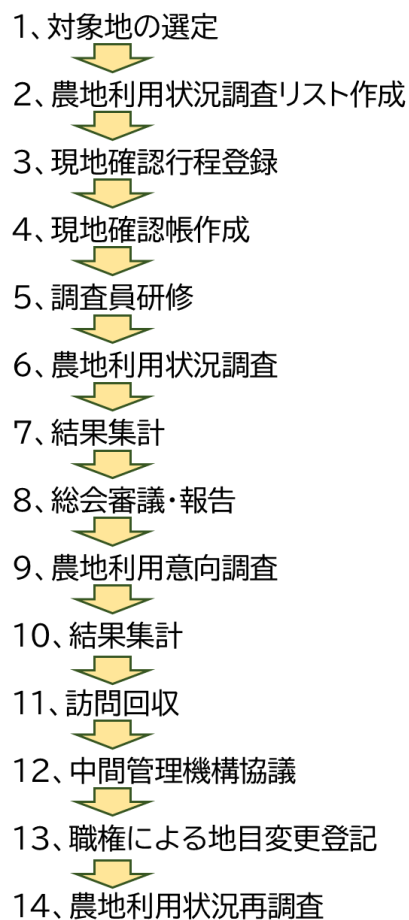


図2 非農地判断の流れ

図3 現地確認の調査シート

(9) 農地利用意向調査

意向調査・非農地の登記変更承諾・現況確認の通知(図4)を発出する。

(10) 結果集計

12月の協議会で上記9の回収状況を報告し、農業委員等に利用意向調査の結果を共有する。

(11) 訪問回収

12月中旬頃に農地利用意向調査等の未回収分を事務局や農業委員等が訪問して回収する。

(12) 中間管理機構協議

農地法第35条により利用意向調査で所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があった場合には、農地中間管理機構に通知をする。

(13) 職権による地目変更登記

12月末頃、税務課と地目変更がある旨合議し、法務局へ資料(図5)を揃えて職権で一括登記(図6)の依頼を行う。なお、9月頃に法務局と打ち合わせを行い、提出件数や1月当たりの処理可能件数を決める。

(14) 農地利用状況再調査

3月頃、利用意向調査の結果に基づく再調査を行う。

～法務局に提出する資料～

- ・非農地判断に伴う申出書
- ・非農地判断を行う農地のリスト
- ・現地の写真

図5 法務局に提出する資料一覧

地方税法第381条第7項の規定に基づき、市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申請を行い、法務局が地目変更登記を行うことが可能となっている制度。

図6 職権一括登記について

図4 登記変更承諾・現況確認の通知

6 非農地判断推進後の結果

大玉村では、非農地判断を推進した結果、令和3年度から令和5年度の3年間で概ねの非農地相当の農地の非農地判断および地目変更登記が済んだ。令和6年度の非農地判断件数および面積は、前年度比で約半数まで減少した。また、非農地判断した面積に対する変更登記を行った面積の割合が令和5年度および令和6年度調査で上回っているのは、前年度に非農地判断をした農地を変更登記したためである。結果は、表3、4のとおり。

表3 非農地判断を行った件数

非農地判断件数および面積（総会承認分）		
	筆数（筆）	面積（㎡）
令和3年度調査	473	351,571.08
令和4年度調査	370	416,361.98
令和5年度調査	431	405,276.23
令和6年度調査	221	177,801.78

表4 変更登記を行った件数

変更登記件数および面積			
	筆数（筆）	面積（㎡）	非農地判断した面積に対する変更登記を行った面積の割合
令和3年度調査	473	351,571.08	100%
令和4年度調査	341	384,475.98	92.3%
令和5年度調査	431	411,889.23	101.6%
令和6年度調査	234	192,211.78	108.1%

7 まとめ

非農地判断は、職権登記を行うことで、推進が図られると考えられる。しかし、所有者の財産に変更を加えることや課税地目や登記地目と農地台帳上の地目に齟齬が起きることからの所有者等とのトラブルなどの不安、地目変更に必要な書類の整備に対する業務量の増加等の観点から非農地判断が進まない要因の1つと考えられる。大玉村では、そういった課題に対して以下のとおり対応することで所有者とのトラブル回避・地目変更の手続きの煩わしさを解消していると考えられる。

- ① 所有者に対して地目変更に対する承諾書をもらうこと
- ② 書類による報告がなかった場合に農業委員等や事務局が自宅に訪問、電話で意向を確認することにしており、必ず所有者の意向を確認していること
- ③ 農地台帳から当該農地の除外及び課税部局への報告は、地目変更の完了通知があってから行うこと
- ④ 非農地判断を含む農地の現況の判断は、毎年、農業委員を対象とした研修会を開催し、判断軸の統一を図ること
- ⑤ タブレット操作に不慣れな農業委員については、タブレットでの調査項目の入力は困難と割り切って、調査自体は紙に記入式で行うことで、調査自体のスピードを上げていること
- ⑥ 調査結果を事務局側でタブレットに入力しサポートシステムで管理を行うほか、農業委員会で管理しているエクセル表により通し番号をふり、管理を行っていること
- ⑦ 村課税部局と法務局と綿密な打ち合わせを行うことで、お互いの意識の差異をなくすこと。

非農地判断を進めるうえで、1年間のスケジュール感や手続きの流れ関係部局との連絡調整についてのアウトラインを作成、非農地判断後の農地台帳管理にかかる業務量の簡素化、農地の有効利用を考えれば、業務量の軽減につながるだろうと考えられる。

なお、補助事業を活用して、基盤整備等を実施した農地は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に

関する法律」の処分期間及び土地改良区の借入金に係る償還金原則全額返金する必要がある）等に留意する必要がある。

遊休農地活用に向けた新たな「集落話し合い運動」の要点

農業委員会においては、法令業務として農地の「利用状況調査」と「利用意向調査」をベースとした遊休農地に関する措置を実施するとともに、法定化が予定されている「人・農地プラン」を主体とした農地利用の最適化に取り組んでいく必要がある。

このため、今後の具体的な遊休農地対策にあたっては、集落における話し合いに基づく①基盤整備など農業生産条件の整備、②共同活動による生産基盤の維持・管理、③農地の利用集積・集約、④鳥獣害対策などを柱とし、一方で解消した農地を担う農業者の育成の観点から、高付加価値作物の導入や6次産業化支援などの経営確立対策も並行して実施していく必要がある。

ここで重要なのは、農業委員会や行政主体で物事を決めてしまうと農業者の主体性を奪ってしまう恐れがあることから、話し合いにおいては住民が主役となれる手法を取り入れていくことである。そこで、一般社団法人福島県農業会議では、農業委員会による「集落話し合い運動」の展開を推進している。この運動のポイントは、話し合いの手法としてワークショップを取り入れたことである。以下に、ワークショップによる話し合いの具体的な手法について、同運動推進要領から抜粋して掲載するので、参考にいただきたい。

1 MFAメソッド（ワークショップ）とは

MFAメソッドとは、一般社団法人会議ファシリテーター普及協会（MFA）が提唱しているワークショップの進め方の手法の一つ。「日本一易しい効果的な会議の進め方」として、一般社団法人全国農業会議所でも推奨している。

具体的な手法は、後掲「MFAメソッド（ワークショップ）の進め方」のとおり。

(1) メリット

MFAメソッドは、課題解決、合意形成、情報交換・共有などを行う「場」とあるという特徴を持つ。通常の集落座談会などの場合、参加者が受動的になりがちであるが、MFAメソッドの場合、参加者が能動的に動くことが期待できる。**参加者側にも積極性・主体性が生まれ、当事者意識が生まれる**という点が最大のメリットである。

そのため、互いの意見を聞き、目標に向かい行動することにより達成感が得られやすくなり、例えば、「遊休農地の活用方法はないか」、「後継者不在の農地の今後の対策どうするか」、「集落ぐるみで農業所得を拡大するためには何をしたらよいか」といった課題のもと進行することで、より具体的な行動にアプローチすることが可能となる。



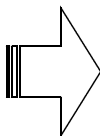
(2) デメリット

大きなデメリットは考えにくいですが、参加者の雰囲気はどう作り上げるかがワークショップの成功を左右するため、特に普段から顔を会わせていない人同士が集まる場合、活発な意見交換が進まず盛り上がり欠けることも考えられる。ただし、MFAメソッドでは、その課題を解決する手法も提案している。

< MFAメソッドを用いたワークショップの特徴 >

通常の座談会

- × 計画段階で地域農業者の意見が反映されない。
- × 発言する人が限られている。声の大きい人の意見が反映されやすい。
- × どうせ 行政がやるんだから・・・と、非協力的になりやすい。



MFAメソッドによる座談会

- 計画段階から地域農業者の意見が反映される。
- 全員で意見を出し合うことで皆の考え方が共有される。
- 自分たちで考えたことなので責任感が生まれ、協力的になる。

MFAメソッド（ワークショップ）の進め方

ワークショップとは、参加者個々が考え、お互い協力し合い、与えられたテーマを元に展開する会議の方法です。4～6人のグループで意見を出し合い、グループで出た意見を全体に発表するので、個々の意見が反映されやすいことが特徴です。

これまであまり集落内の課題などについて話し合ったことが少なく、課題解決に向けた具体的な取り組みが見い出せない場合など、ゼロから話し合う必要性があるときに有効な形式です。

委員は進行役（ファシリテーター）を務めることが理想ですが、まずは気楽に話し合いを進めるという気持ちで、場を盛り上げることから始めましょう。

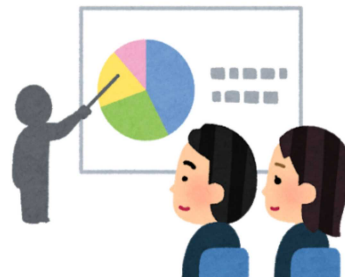
◎ 委員の主な役割

それぞれの集落の状況に合わせて役割を工夫してみてください。

進行・集約（又は補助）

進行役（ファシリテーター）を務めることはもちろん大切ですが、農業委員・推進委員の皆さんが集落のリーダーとして参加者それぞれの思いを引き出すと、より深みのある話し合いになるでしょう。

- i) 農業に対する意欲や本音を伝えてもらう
 - ii) 集落への思いや不安を発言してもらう
 - iii) 農業以外に地域で取り組んでみたいことを聞き出す
- などについて取り組んでみましょう。



農地の利用状況報告

事務局で作成した農地地図を用い、年齢別担い手の耕作状況や遊休農地の発生状況などを報告しましょう。

日常の現場活動を中心とした状況報告

利用状況調査や利用意向調査、人・農地プランの実質化活動などで見てきた集落の現状を発表しましょう。特に、話し合いに参加できなかった人の意向を参加者に伝えることは重要な役割の一つです。また、「そろそろ引退を考えているが耕してくれる人がいない」、「高齢で農地の保全管理が厳しくなってきた」など、日常で相談を受けた内容を意見交換の場でつなぐことも重要です。

情報提供

委員の経験をふまえて、あるいは全国農業新聞の記事などから、意見交換の参考となる話題を伝えると良いでしょう。

また、話し合いに出席できなかった方へ、なるべく早いうちに話し合いの結果などを伝えることも忘れないようにしましょう。



◎ 用意するもの（例）

【話し合いで使うもの】

- ・付箋（1辺75mm程度の正方形。1人50枚×2色）
- ・模造紙（白紙1枚、発表・投票用1枚）
- ・カラーペン（6～8色組。各グループ1セット）
- ・黒ペン（1人1本）
- ・A 3、A 4 用紙（1人当たり各2枚程度）
- ・投票シール（1人3枚）
- ・キッチンタイマー（各グループ1個。無くても可）
- ・お茶、お茶菓子（適量） e.t.c.....

【参考資料】

集落内の農地地図のほか、話し合いのテーマに沿った参考となる資料を用意しましょう。

◎ 進行の流れ（例）

① 開会のあいさつ

行政区長や農事組合長などの地区の代表者などにあいさつをお願いしますが、なるべく堅苦しくならないようにしましょう。

② 趣旨・ルールの説明

進行役のあいさつは明るく、元気よく。ワークショップにおいては「結論」ではなく「アイデア」を共有することが話し合いの目的となります。話し合いに入る前に5点の約束事を黒板などに予め書いておき、共有しましょう。

<話し合いでの約束事>

1 自分ばかり話しません

特定の人だけの発言はNGです

2 頭から否定しません

否定されるともう発言できなくなります

3 楽しい雰囲気づくりを大切にします

話しやすく活発な議論になります

3 参加者は対等です

身分や立場は関係ありません

5 皆が気持ちよく話せるよう協力します

会議は意見を聴き合う場です

このように、黒板やホワイトボードにルールを記入しておきましょう。

③ 1分間自己紹介

顔見知りであっても、話し合いとなると誰しもが緊張します。最近「うれしかったこと」や「楽しかったこと」も交えて1分間自己紹介をして、緊張をほぐしつつ、お互いのことを知しましょう。

④ アイスブレイク

いわゆる緊張ほぐしのための「アイスブレイク」は、グループで協力して問題を解いてもらいます。出題するクイズは書店などで売られている本やインターネットなどで簡単に探せます。

なお、「市町村内で人数の多い『集落ランキング』」など身近な話題にすると、より盛り上がるでしょう。

⑤ テーマ説明

話し合うテーマを発表します。「遊休農地を有効活用しよう」、「次の世代につなぐアイデアを出し合おう」など前向きなテーマであれば、意見が活発に出やすくなります。

⑥ 書き出しタイム

各々のアイデアを整理するために、誰とも相談せずに、誰にも見せないよう、付箋にアイデアを書き出していきます。「完璧な意見」ではなく、「思いつく限りできるだけ多くのこと」を目指して書き出しましょう。

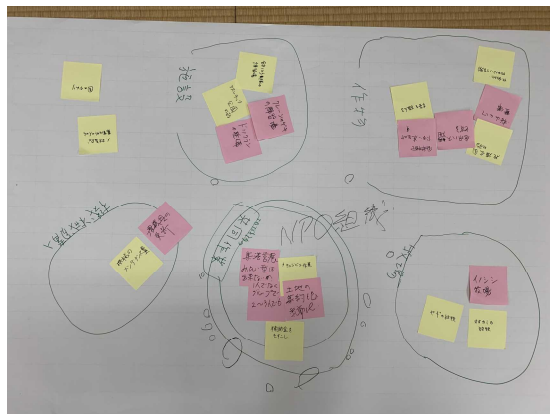
この段階では「質より量」です。誰からでも見える字の大ききで書くことも重要です。



⑦ 意見共有

書いた付箋を1枚ずつ模造紙に貼っていきます。似たような意見が出たら、「私も！」と言って、近くに張り付けましょう。

また、他の人が発表する中で思いついたアイデアは、別の色の付箋に書いて付け足します。付け足しが多いほど、より良い結果となります。



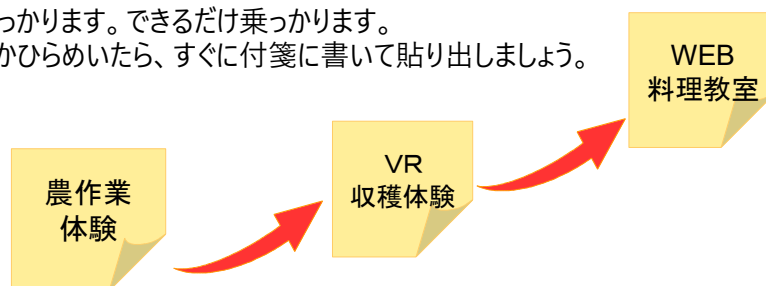
ワークショップ方式による進行表(例)			
順番	内 容	時刻	時間
①	開会のあいさつ	18:00	5分
②	趣旨・ルール説明	18:05	10分
③	1分間自己紹介	18:15	8分
④	アイスブレイク	18:23	5分
⑤	テーマ説明	18:28	2分
⑥	書き出しタイム	18:30	5分
⑦	意見共有	18:35	25分
⑧	意見の絞り込み	19:00	20分
⑨	発表	19:20	20分
⑩	投票と結果発表	19:40	5分
⑪	講評	19:45	10分
⑫	参加者アンケート	19:55	5分
⑬	閉会	20:00	—

< 意見共有のポイント >

- 大きな声で読み上げながら模造紙に貼る
順番に、付箋を模造紙に貼っていきます。この時、書いた内容を大きな声で読み上げましょう。
- 自発的に盛り上げる
メンバーの出したアイデアを否定してはいけません。
「いいね！」と盛り上げましょう。

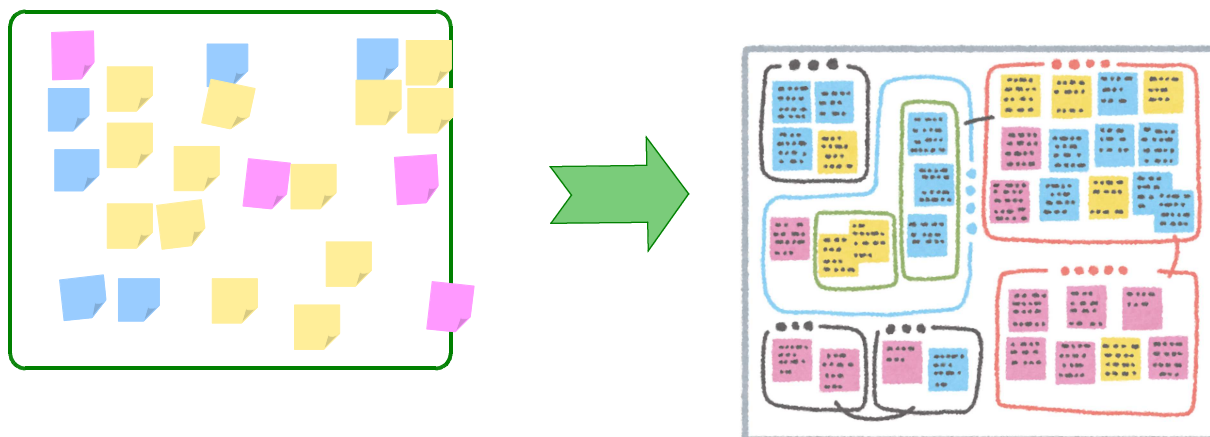
 すごい、それいいね そのアイデアおもしろいね 斬新でいいね	 それってよくあるよね それ前に〇〇がやってダメだったよ 現実的に無理なんじゃない？
--	--

- アイデアに乗っかる
他の人のアイデアに乗っかります。できるだけ乗っかります。
貼られた付箋を見て何かひらめいたら、すぐに付箋に書いて貼り出しましょう。
これも質より量です。



⑧ 意見のグループ分け

全員の付箋を貼り終わったら、付箋を似たような意見ごとに分け、カラーペンで囲み、見出しを付けましょう。



⑨ 意見のしぼり込み

まとめた模造紙を踏まえてグループの意見を3つにしぼり、発表・投票用の模造紙に書き込みます。アイデアを組み合わせても構いません。

発表の時に「いかに投票してもらえるか」を考えながらまとめましょう。

⑩ 発表

3つの意見を書いた模造紙を元に、1グループ3分で会場全体にまとめた内容を説明します。「これなら実行したい」と思えるように説明することを心がけましょう。

発表は1人でやるものとは限りません。グループ全員で発言内容を分担するなど工夫しましょう。

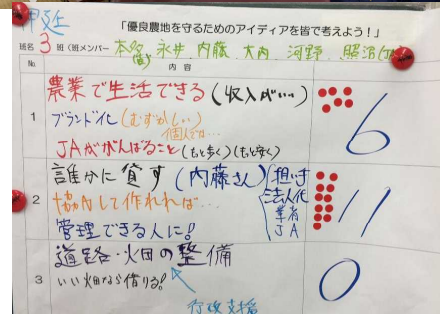


⑪ 投票と結果発表

発表後、自分のグループの意見以外に投票します。

投票は丸いシール ● を使います。票が多く集まったものが地域の合意形成結果と言えるでしょう。

投票は一人3票
自分の班には投票しない
一つのアイデアに投票できるのは1票まで



<投票用模造紙の例>

テーマ: A地区の遊休農地を活用する

グループ名: すぐやる会 メンバー: 鈴木、佐藤、田中、高橋

いいなと思うもの3つ		投票欄
オートキャンプ場やイベント広場を作る	3	● ● ●
農転アイデアコンテストを開き、実証の場として活用する	8	● ● ● ● ● ● ● ●
小学校と連携して児童とともに景観作物を植える	4	● ● ● ●
どうしても残しておきたいもの		投票欄
加工施設と農家レストランを作る	3	● ● ●

<ポイント> 定期的な座談会を！

話し合いで検討した結果、課題に対する具体的な解決策が見つからなくても、複数回繰り返して開催することで解決策を見出したり、参加者の意識の向上が期待できるため、粘り強く定期的に話し合いを開催しましょう。

今回紹介したワークショップのやり方を「MFAメソッド」と呼んでいます。

MFAメソッドは、一般社団法人会議ファシリテーター普及協会（MFA）が推奨しているものです。この手法を真似していただくだけでなく、実態に合わせて工夫してみてください。なお、その場合でも、「グループを作る」、「付箋を使う」、「シールで投票する」は実践した方が良いでしょう。

MFAメソッド（ワークショップ）のポイント

1 座談会のやり方を変えてみよう！

これまでの会議（座談会）は、参加者にアンケートを行うと、会議が長すぎる、いつも同じ人だけが話している、どうせ意見を言っても変わらない、その場で発言できる勇気がない、……といった回答が多くみられます。

主催者側からも、「なかなか人が集まらない」という声をよく聞きます。

また、せっかく集まっても、その話し合いで決定したことを実行しないことも少なくありません。決まったことに納得していないから、実行しなくて当然です。

これらの原因は「会議は、とにかく結論を出すことが大切」と考え、参加者の「納得」を得るよりも「結論を決めることが最優先されてきた結果」です。

事務局が作成した企画を説明（説得）し、事前に想定した落としどころに議長が誘導する、といった会議では、参加者の「納得」を得られないのも当然でしょう。納得が得られない会議なんか誰も参加したくありません。

これらを変えていくためには、会議の目的を「結論を出す」ことから「参加者が納得することに変えた会議、つまり「合意形成型会議」」を行うことが大切です。

この、合意形成型会議の進行役を「ファシリテーター」といいます。

2 「合意形成型会議」とは？

(1) 合意形成型会議は楽しくやるもの

会議とはまじめにやるものだという思い込みから、参加者は緊張感に包まれます。合意形成型会議の基本は、「楽しい＝自由」です。楽しさには人の可能性を引き出すパワーがあります。楽しいながらも中身の濃い会議になります。

(2) 全員の意見を引き出す

これまでは一部の人だけが発言している会議がほとんどです。合意形成型会議は参加者全員の意見を引き出します。しかも立場の上下も関係ありません。誰の意見でも平等に扱われます。

(3) 進行役は意見をまとめない

これまでの会議は、「議長」が意見をまとめて結論に導いていました。しかし、ファシリテーターは意見を整理してはいけません。意見を整理するのは「参加者」です。人はクイズや謎解きが大好きです。意見を整理するという謎解きを奪わないことで参加者の主体性を引き出します。

(4) いい意見よりたくさんの意見

今までの会議は「いい意見」を出し合って、その中からどれがいいか決めていました。しかし、合意形成型会議では「できるだけたくさんの意見」を出し合って、その中から決めるのです。実現不可能な意見でもいい、くだらない意見でもいい、気軽に意見を出せるようにすることで、いいアイデアが生まれてくるようになります。

(5) 会議は「発言の場」？

会議は「意見を言い合う場」ではありません。そもそも会議は個人で考える以上の考えを作り出すことが目的です。したがって、会議の基本は相手の意見を聴くこと、つまり会議とは「意見を聴き合う場」です。

3 ファシリテーターの資質とは？

会議の進行役ということから、話術に富んだリーダー的存在でないとファシリテーターになれないと思いがちですが、それは間違いです。下の表を見て下さい。

あなたはファシリテーターになれますか。

・リーダータイプではない	→	ファシリテーターになれます。
・口下手である	→	ファシリテーターになれます。
・決して明るい性格ではない	→	ファシリテーターになれます。
・話し合いは苦手	→	ファシリテーターになれます。

ファシリテーターのイメージを表す言葉

・教えない	・引っ張らない	・元気に話さない	・支援する
・目立たない	・意見を言わない	・中立	
・リードしない	・仕切らない	・引き出す	

これまでの会議の進行役である「議長」とは、かなり違うイメージですね。

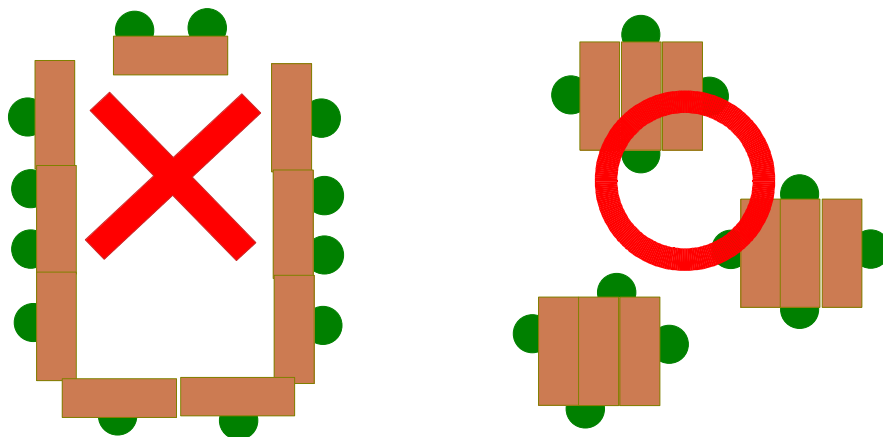
ファシリテーターになるのに、その人の性格は関係ありません。ファシリテーションは「技術」です。誰がその技術を使っても同じ効果が出ます。

次項から、その技術をいくつか紹介します。

4 雰囲気づくりの技術

(1) テーブルの配置

合意形成型会議はグループでの話し合いがメインです。その際は、机を口の字に並べてはいけません。口の字の空間は、実は「見えない壁」になります。2～3台向かい合わせていくつかの島を作りましょう。



(2) 主催者挨拶で話すこと

会議のはじまりの主催者挨拶が堅苦しいと、会議の雰囲気も堅苦しくなります。

一般的に、主催者挨拶をする人はその会議の中で「偉い人」です。その人が参加者に向かって「どの人も自分の役職等は一旦忘れて、自由に意見を出し合ってください」と保障することが重要です。

(3) 約束事を確認する

はじめに、次の約束事をみんなで復唱します。約束事はホワイトボードなどに大きく書いておきましょう。

話し合いのルール	
自分ばかり話しません	いつも同じ人ばかり話すのを防ぎます
頭から否定しません	否定されるともう発言できなくなります
楽しい雰囲気づくりを大切にします	話しやすくなり議論が活発になります
参加者は対等です	身分や立場、声の大小も関係ありません
皆が気持ちよく話せるよう協力します	意見を聴き合う場です

(4) アイスブレイク

会議の前に参加者全員が「口を開いておく」ことで緊張をほぐします。

- ・チーム対抗クイズ……クイズを用意してグループごとに話し合ってもらう
- ・1分間近況報告……最近の私的な出来事を発表し合う
- ・実は私、〇〇なんです！……意外な趣味などを発表しあう など

(5) 資料はできるだけ実物を用意する

意見の出やすい資料を用意します。それは「実物」です。6次産業化など新商品開発をする場合、紙に書かれた企画書だけでは話が弾みません。開発サンプルなど実物が目の前にあれば、参加者はいろいろと話を始めます。

農地に関するテーマであれば、大きな地図を用意しましょう。テーマによって実物が用意できなければ、絵や写真なども有効です。

(6) 資料は共有する

資料を用意するコツは、全員に配付するのではなく、何人かに一つずつ配ることです。それにより「一緒に見る」という状況が生まれ、話し合いが生まれやすくなります。全員が同じものを見つめて話し合う姿が理想です。

(7) お茶菓子を用意する

合意を目指す会議ではお茶やお菓子は必需品です。人は食べたり飲んだりしながら話をするのが大好きです。気楽な雰囲気を演出するためにもお茶とお菓子を用意しましょう。

評判のお菓子を用意し、「今話題の〇〇のお菓子です」というと、とりあえず食べてみたくなり盛り上がります。話し合いの回数を重ねてきたら、参加者が交代で持ってくることも考えられます。

なお、新型コロナウイルスの感染状況を見据えて用意するかどうか慎重に判断して下さい。



5 意見を引き出す技術

合意形成のためには、(1) 個人で考える → (2) グループで考える → (3) 全体で考える、という流れが必要になります。したがって、合意形成型会議では「個人で考える時間、グループで考える時間、全体で考える時間」を設けます。

(1) 個人で考える

テーマ・課題を伝え、それぞれの考えをカードに書き出してもらいます。カードに書き出すメリットは次のようにたくさんあります。

- | | |
|--------------------|------------|
| ・意見が出やすい | ・楽しい |
| ・多面的な見方ができるようになる | ・一体感が出る |
| ・本心が言える | ・上下関係がなくなる |
| ・思いを「全て書く」だけでも満足する | |

(2) グループで考える

思いを「全て書く」ことで満足感が得られますが、個人で考えたカードを発表し合うことで「他人の書いたものを見たい！」という強い思いが生まれます。これが「主体性」のはじまりでもあります。

そして、出された意見を整理しながら、ちょっとしたアイデアを付け足すなどして、更にはいい意見を考えることがグループ討議の目的でもあり醍醐味でもあります。

(3) 全体で考える

グループでまとめた意見＝企画を全体に発表します。発表する企画は、1 グループ 3 つまでに絞ります。

全グループの発表が終わったら、これらの発表を元に再び個人で考える時間を設け、またグループで考え、全体で考えるといったサイクルを繰り返すことも有効です。

最後は「多数決」とすることで「納得」が生まれます。この時のコツは、自分のグループ以外のアイデアに対し、一人 3 票投票できるようにすることです。これにより、たとえ反対意見だったとしても「皆が選んだなら仕方ないか」と「納得」します。この納得が合意形成のうえで重要となります。

最後に絶対に忘れてならないのは、「①やること、②やる人、③いつまでやるか」の 3 つを決めることです。ここまでやって、会議を閉じることができます。



6 参加者の主体性を引き出す技術

合意形成型会議は参加者の主体性を生み出しますが、さらに主体性を引き出すためのテクニックがあります。

(1) 会場準備を完璧にしない

会場づくりや後片付けは皆でやることが大事です。

参加者が会場に入ると、机と椅子又は座布団が用意され、資料が配られ、決められた席に着くだけになっている。さらには、座ったらお茶が配られる。終わったら片付けをしないで帰る。このような状態を「お膳立て」といいます。これらは参加者のためになっているのではなく、参加者の主体性を奪っているだけです。

(2) 選択肢を設ける

ファシリテーターが参加者に何かを指示する際、参加者に選択肢を与えることで、主体性を引き出すことにつながります。

例えば、グループで話し合ったことについて、「机の上の A 4 の用紙に、青のマジックで書いて下さい」ではなく、机の上に赤・青・緑・黒のマジックと A 3、A4の紙が置いてあって、「机の上のマジックと紙を使って自由に書いて下さい」とします。この些細なことの積み重ねが、参加者の主体性を少しずつ引き出すことにつながります。

ポイントは、①少し多めに用意する、②複数種類用意する、③余分なものまで用意すること、です。

(3) ファシリテーターが決めない

進行を決めるのはファシリテーターではなく参加者。

例えば、議論がまとまらないまま、あと 10 分で会議終了時間となった場合、どうするかを参加者に決めさせるのです。

「皆さん、あと 10 分で会議の終了時間ですが、どうしましょうか？」と、参加者に進行を問うことで参加者の主体性を引き出します。

(4) 時間を意識させる

会議の結論がまとまらないまま終了時間になっても、進行役・ファシリテーターのせいではありません。時間内に結論を出すといった意識で話し合わない参加者の責任です。

アイスブレイクでストップウォッチを使い、時間を守る雰囲気づくりをしましょう。簡単なのは、参加者に「時間係」をやってもらうことです。

慣れてくると、時間係が自主的にカウントダウンするようになります。

VII 遊休農地の利活用に向けた集落話し合い（事例）

1 目的

県内では、人口減少や高齢化、鳥獣被害等により遊休農地等が増加傾向にある。遊休農地の発生防止や再生利用については、個々の農業者の取組だけでは対応が困難であり、地域全体で、担い手の確保、新規作物導入等も含めながら対策を検討、実行していくことが重要となっていく。

そこで、昭和村大芦地区をモデルとして地域住民のMFAメソッド（※3 1～3 2 ページ参照）による合意形成型の話し合いを行った。

2 昭和村大芦地区の現状

昭和村は、かつて全国有数の葉タバコの産地であったが、戦後の食糧増産に向けた基盤整備が行われ、水田地帯が形成されていった。

しかし、標高が高く、日照時間が短い等の理由から水稻の単収が確保できず、生産量の多かった葉タバコ農家も激減し、遊休農地が増えていった。

3つの沢沿いにある農地の下流部では、移住者によるカスミソウ栽培や、農業法人による稲作が行われており、奥地に行くほど遊休農地が多く発生している。（図1）

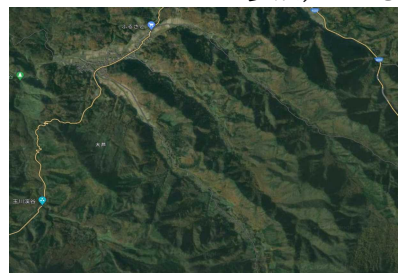


図1 大芦地区の航空図

	目標
第1回目	大芦地区等の耕作者の意向把握状況や遊休農地の情報を共有すると同時に、これからの進め方等についての協議を行います。
第2回目	（協力いただける方）13時30分から（90分程度）：現地視察（地域カルテ作成） 地域の将来像（遊休農地の解消等）を共有するためのワークショップを行います。
第3回目	地域の限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を有効に活用しながら、前回決めた地域の将来像の実現方法について協議します。
第4回目	より具体的な実現方法、行動計画を検討します

図2 計画作成まで4回実施する

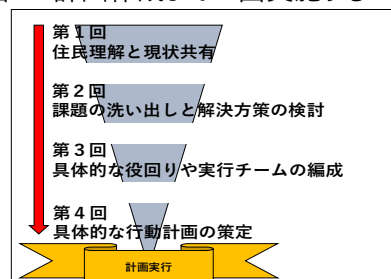


図3 計画実行までのスキーム

3 話し合いの進め方

話し合いは、全国農業会議所澤畑佳夫専門員によるMFAメソッドによるもので、農作業の落ち着く11～12月の夕方から2時間、全4回実施した。（図2）

参集範囲（話し合い参加者）は、昭和村農業委員会（農業委員、推進委員）、農家及び非農家（他集落を含む）、昭和村農業委員会事務局（兼産業建設課）、福島県農村振興課、会津農林事務所農業振興普及部（金山普及所）、福島県農業会議とした。

計画作成・実行までの流れは図3のとおり。

（1）会場設営

話し合いを始める前に、和やかで話しやすい雰囲気を出すために、会場に万国旗やカラフルなテーブルシート、野菜のレプリカ、お茶菓子等を設置した。（図4）



図4 会場の様子

（2）参加者

昭和村大芦地区は、県内外からの移住者が多く、今回の話し合いでも若い世代の農家や美容師、からむし職人など農業者以外の参加者が多くみられた。

(3) グループ分け

グループ内での発言に偏りが出ないように、事前に役場職員等と調整し、職業・年齢・性別等を考慮して5～6人のグループとした。

(4) テーマ

ア 1回目：オリエンテーション

参加者それぞれが、遊休農地の解消に向けて疑問に思っていることを付箋紙にそれぞれ3枚記入し、テーブル上の用紙に貼った。

(写真1)

その後、グループ内で話し合い、意見を2つに絞り込み、発表を行った。(写真2)

イ 2回目：活用のアイデア出し

遊休農地を活用するためのアイデアについて、付箋紙に思いつくだけ記入し、模造紙に貼り出した。

この際、質ではなく量を意識し、思いつくままに書き出すことに注意した。

出されたアイデアを似たような意見ごとにグループ分けを行いながら、さらに他の人の意見を聞いて、思いついたアイデアを別の色の付箋紙に記入、付け足していき、最後に各グループに見出しを付けた。

その中から発表する意見3つを決め、発表・投票用の模造紙に記載した(写真3)。

和やかな雰囲気を出すために、動物や食べ物のイラストを追記し模造紙を装飾した(写真4)。

発表後、参加者ひとりひとりが良いと思うアイデアをに投票した(※1人3票、自分のグループ以外へ投票)ところ、「ハードルの低い農業」への投票数が最も多かった。

その後、事務局で各班から出されたアイデアについて、「農地としての利用」、「建造物への活用」、「イベント会場への活用」の3つに分類分けを行い、第3回目の話し合いのテーマとした。(図5)

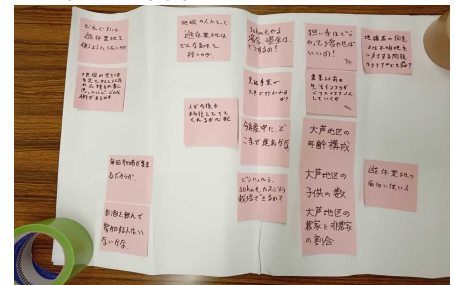


写真1 参加者から出された意見

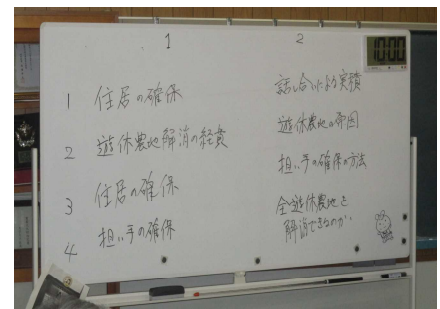


写真2 各班2つ発表した

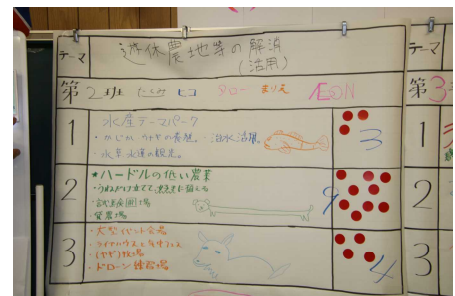


写真3 各班で発表する3つの案

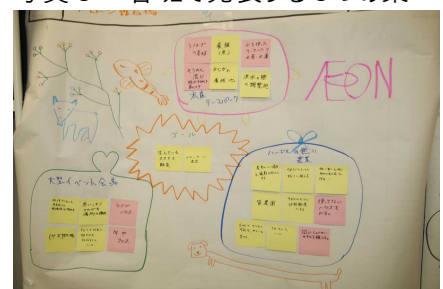


写真4 装飾された模造紙

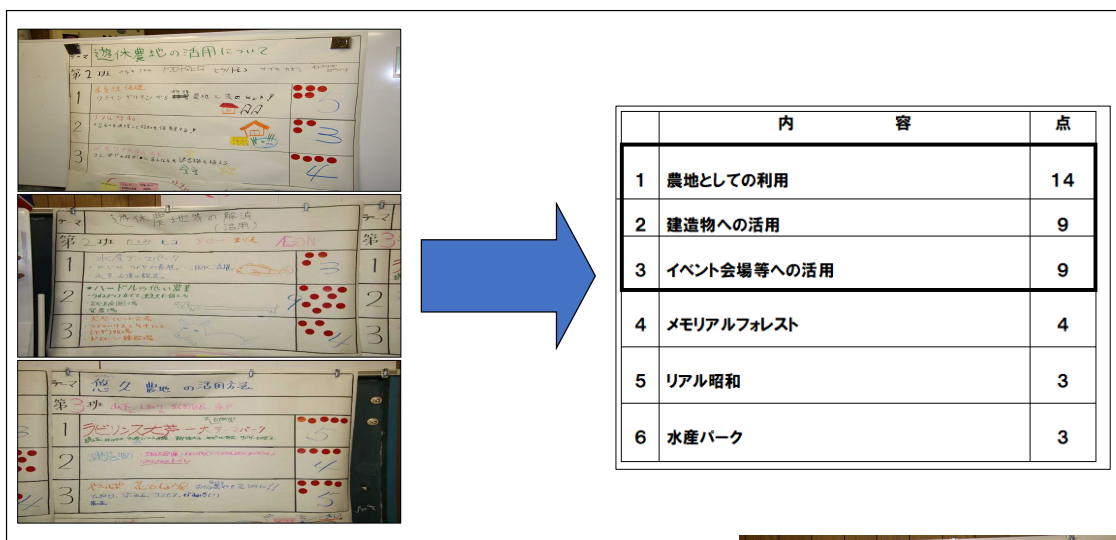


図5 次回の話し合いのテーマ

ウ 3回目：テーマごとのアイデア出し

前回話し合った意見の中で得票数の多い上位3つの項目（農地としての活用、建造物への活用、イベント会場への活用）をテーマに、各グループでアイデア出しを行った。各グループでアイデアを1人5個以上記入し、模造紙に貼りながら、出されたアイデアをグループ化した。その後、各班でまとめた模造紙を見る時間をもうけ、アイデアや気づいた点等を付箋紙に貼り合った。

アイデアをグループ化し見出しを付け、カラーペンで装飾し（写真5）、各班それぞれ、アイデアを3つ選んで発表した（写真6）。

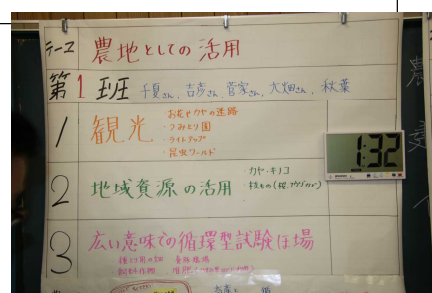


写真5 出されたアイデア



写真6 発表の様子

エ 4回目：優先順位付けと実現に向けた行動計画の検討

第3回目で出された意見の中から、「昭和村大芦地区で実現できそうな内容」の絞り込みを行った。（写真7）

取り組みを進めるうえで、資金面が課題となることから、村や県から事業等の情報提供を行った。その結果、大芦地区で実現できそうな最初の取り組みとして、村で貸し出しているバックホー等や集落の倉庫に在庫として長年活用されていなかったマルチや防草シートを活用し「農業者等が利用できる貸し農園の整備」を令和6年中に検討することとした。

また、実現に向けた作業やそれに係る費用、ほ場の利用者等については、地区内（今回話し合いに参加者以外を含む）や村と調整していくこととなった。



写真7 絞り込まれたアイデア

4 アンケート結果から見た参加者の反応

毎回、参加者に対してアンケートを行った。質問内容は、「本日話し合いをして感じたこと、地区で課題に感じていることなど自由に記載ください。」に対して、大変良かったと回答した参加者の割合が回を重ねるごとに増加した。（図6）

なお、アンケート結果は下記のとおり。

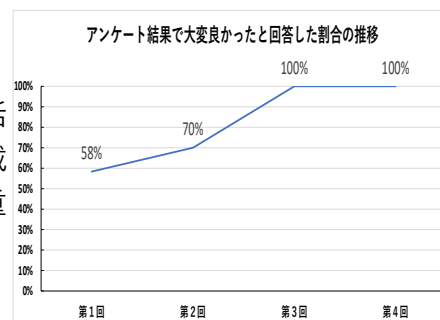


図6 アンケート結果

	前向きな回答	それ以外の回答
1回目	●話し合いのイメージは、なんとなくできたように思う。次回からもっと具体的なものになるようなので楽しみ。 ●若い人がこれほど集まるとは思わなかった。大芦地区のこれからに少し期待できる。 ●転入されている人の理解が大きい	●集まってもなかなか本音を聞けないこともある。 ●補助金で遊休農地を解消するといった提案があったが、他人の土地に自己資金を投入して復田させるのは難しい。 ●会場に来られない人の意見も聞き取ってほしい。
2回目	●農地を農地以外に活用するなど多様な意見が見れてよかった。 ●大芦地区でやりたいことの方向性が少し見えた。 ●できそうな話が多く、有意義な時間だった。 ●これからの展開が楽しみ。	●良いアイデアはあるけど実現性を考えると腰が重くなってしまう。 ●大きく時間のかかりそうなアイデアは大なり小なり皆あるけど話す場所や時間がないと表に出るきかけがないものと思った。
3回目	●大芦地区は、移住者にとって入りやすい地域だと思う。 ●農地を農地以外に活用するなど多様な意見が見れてよかった。 ●ぜひプロジェクトに協力したい。	
4回目	●ぜひプロジェクトに協力したい。 ●自由に話せて、楽しく、笑って充実した時間でした。 ●今後の交流の場でもこんな話し合いがあればいいと思った。	

5 まとめ

MFAメソッドによる話し合いにより、発言による意見の出し合いではなく、付箋紙を使って、参加者全員の意見を共有し、かつ、自分で出した意見に責任感が生まれ、話し合いの回を重ねるごとに、参加者が積極的に発言するようになり、内容がより具体化されていった。

また、アンケートの回答を見ても、より前向きな回答に変化していった。

なお、話し合いの前に雰囲気作りを行ったことで、参加者がリラックスして自分の意見を発信することができた。

昭和村大芦地区は、県内外からの移住者（30～40代）や、美容師やからむし職職人など農業者以外の参加者が多かったため、多様な視点から話し合いをすることができた。

6 各回の話し合いの流れ（時間配分等）

(1)開会のあいさつ

＜話し合いでの約束事＞

- 1 自分ばかり話しません
- 2 頭から否定しません
- 3 楽しい雰囲気づくりを大切にします
- 4 参加者は対等です
- 5 参加者が気持ちよく話せるよう協力します

(2)アイスブレイク（約5分間）

(3)テーマ説明

話し合うテーマは、「遊休農地の活用」。

(4)書き出しタイム（5分間）

各々のアイデアを整理するために、誰とも相談せずに、誰にも見せないよう、黄色の付箋にアイデアを書き出していきます。「完璧な意見」ではなく、「質より量」を意識して書き出す。

(5)意見共有（15分間）

書いた付箋を1枚ずつ模造紙に貼っていきます。似たような意見が出たら、「私も！」と言って、近くに張り付ける。

(6)意見のグループ分け（15分間）

全員の付箋を貼り終わったら、付箋を似たような意見ごとに分け、カラーペンで囲み、見出しを付ける。

(7)意見のしぼり込み（20分）

まとめた模造紙を踏まえてグループの意見を3つにしぼり、発表・投票用の模造紙に書き込む。アイデアを組み合わせても構いません。発表の時に「いかに投票してもらえるか」を考える必要がある。

(8)発表 （各班 2 分）

3つの意見を書いた模造紙を元に、1グループ2分で会場全体にまとめた内容を説明。「これなら実行したい」と思えるように説明することを心がける。

(9)投票と結果発表 （5 分間）

発表後、自分のグループの意見以外に投票します。

投票は丸いシールを使います。票が多く集まったものが地域の合意形成結果となる。



表紙写真：福島県喜多方市